

令和 7 年 6 月 5 日

令和 7 年第 2 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和7年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和7年6月5日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 3階 本会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	大 里 武 智	2番	松 尾 匡	3番	早 川 良
4番	中 原 晶	5番	竹 原 伸 晃	6番	奥 野 学
7番	道 工 晴 久	8番	谷 地 泰 平	9番	谷 崎 整 史
10番	出 口 実	11番	瀧 見 明 彦	12番	坂 原 正 勝
欠席議員	0 名、				
欠 員	0 名				
傍 聴	16 名				

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	寺 田 晃 久
副 町 長	中 口 守 可	兼危機管理担当課長 総務部理事	南 大 介
副 町 長	上 田 隆	兼総務課長 総務部理事	谷 卓 哉
教 育 長	古 橋 重 和	兼財政改革部理事	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川 端 慎 也	しあわせ創造部総括理事	辻 里 光 則
総 務 部 長 会 計 管 理 者	西 啓 介	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉関東)	中 田 美 和
しあわせ創造部長	松 井 清 幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川 井 理 香
都市整備部長	小 坂 雅 彦	兼保健センター所長 都市整備部理事	佐々木 信 行
教 育 次 長 兼 指 導 課 長	松 井 文 代	(建築担当) 都市整備部理事 (産業観光促進・新たなみさき公園担当)	吉 田 一 誠
		都市整備部理事 (新たなみさき公園担当)	新 保 太 基
		兼産業観光促進課長 (観光推進担当)	

まちづくり戦略室理 (秘書・政策推進担当) 兼町長公室(秘書担当)課長 兼企画政策推進担当 (政策推進担当)課長	川 島 大 樹	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩 田 圭 介
まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	しあわせ創造部副理事 兼保険年金課長	堀 口 雅 生
まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	財 政 改 革 部 財 政 改 革 課 長	中 塚 嗣 泰
まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松 本 啓 子 議会事務局主幹兼係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和7年6月4日から3月27日(24日)

○会議録署名議員

4 番 中 原 晶 5 番 竹 原 伸 晃

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第28号	専決処分の承認について(令和6年度岬町一般会計補正予算(第10次))
日程第 3 議案第29号	専決処分の承認について(令和7年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次))
日程第 4 議案第30号	令和7年度岬町一般会計補正予算(第2次)について
日程第 5 議案第31号	動産の取得について(教職員用パソコン機器)
日程第 6 議案第32号	動産の取得について(職員用パソコン機器)
日程第 7 議案第33号	動産の取得について(児童生徒用パソコン機器)
日程第 8 議案第34号	岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について

日程第 9	報告第 4号	令和6年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について
日程第10	報告第 5号	令和6年度岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について

(午前10時00分 開会)

○坂原正勝議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。

主席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○坂原正勝議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、登壇者については発言が聞き取りにくいとの意見があるため、マスクを外した上で発言することといたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

次に、一般質問で使用する補助資料については、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付しております。パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただくいただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様には、配付をしております傍聴者用資料をご覧ください。

初めに、中原晶君。

○中原 晶議員 おはようございます。日本共産党の中原 晶です。

国政の影響により、住民の暮らしと中小業者の経営が崖っ縁に迫り込まれています。長く続く物価高で節約も限界を超え、命に関わる事態となっています。

最大の物価高対策は消費税の減税であります。全ての品目で一律に5%に減税すれば、平均的な勤労者世帯で年間12万円の減税になります。インボイスも廃止できます。空前の利益を上げている大企業と富裕層に儲けにふさわしく課税すれば、5%減税のための15兆円の財源は生み出せます。

米問題も根本的な解決に至らず、自民党農政の失敗があらわになっています。長期にわたる減反・減産政策により、2023年の需要量705万トンに対して生産量は661万トンとなっているにもかかわらず、新しく農水大臣に就任した小泉進次郎氏も米不足を認めていません。減反・減産政策をやめ、所得保障、価格保障で農家が安心して米の増産に転換することで、消費者が納得できる価格で提供することができます。

さらに、現在国会で審議されている年金制度ですが、最大の問題であるマクロ経済スライドと

いう物価や賃金の伸びよりも年金を低く抑える仕組みを温存したままでは、物価高に負けない年金は実現できません。高齢化率の高い岬町にとっては、年金の受給額は地域経済にも税収にも影響します。２００４年に１００年安心の年金だとして導入されたマクロ経済スライドによって、２０年で年金水準が実質８．６％目減りし、年金生活者の暮らしは本当に逼迫しています。審議中の年金改革法案はマクロ経済スライドを温存し、今後２５年以上にわたり年金の削減を続け、今より３割も目減りさせる代物です。巨額の年金積立金を活用し、高額所得者の年金保険料の上限を引き上げることでマクロ経済スライドをやめ、安心の年金を実現することが求められています。国政が住民の暮らしを押し潰そうとする中、地方自治体らしく岬町が住民の利益を守るとりどとなって、さらに努力することを求めて質問を始めます。

一つ目に、小中学校の万博遠足について質問します。

大阪・関西万博が開催され、三つの小学校では４月・５月に万博遠足が行われました。昨日の大里議員の一般質問において、一部、交通渋滞による遅れが発生したものの、相談窓口のコールセンターによる対応で全体としては大きな問題はなく、計画どおりに実施されたとのことでありました。子どもたちや教職員からのいい感想も紹介されており、事故なく無事に遠足から帰ることができてよかったなど思いながらお聞きいたしました。

私がこれまでも万博遠足について質問してきたのは、主に安全性の問題からでした。会場の危険性について指摘し、とりわけメタンガスの発生について、３月の議会の答弁では会場全体においてガス濃度の測定結果の常時モニタリングが行われるとともに、その測定値を協会のホームページで毎日公表すると聞いているとのことでありましたが、測定値公表はなされていません。万博協会が毎日更新する気象安全情報では、ガス安全確認情報の欄に安全にご来場いただけますとあるだけで、ガス濃度の測定値は示されていません。開幕後も、委員会による爆発濃度を超えるメタンガスが発生した日もあったことが明らかになっており、危険性は変わりません。さらに、会場内は禁煙であると決めていたにもかかわらず、喫煙所を３か所増設する計画が示され、自ら発表していた約束をたがえ、ころころ変わる対応に万博協会への信頼は損なわれ続けています。

これまで様々な角度でお尋ねしてまいりましたが、教育的意義についても疑問を投げかけてまいりました。繰り返し教育的意義が非常に大きいとの答弁をお聞きしてきましたので、今回、改めて教育目標やその達成についてお聞きしたいと思います。

遠足というのは事前に教育目標を立てて行くものですが、各学校・学年における教育目標はどのようなものであったのか、また、その達成についてはどのように評価されているかお答えいただきたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

各学校において事前に教育的な目標が設定され、その目標に基づいた体験学習が行われました。多奈川小学校では、異文化に触れることでグローバルな視野を広げる、グループ活動の中で時間の見通しを持ち、協力して活動するという二つの目標が掲げられました。児童たちはパビリオンでの展示を通して異文化に関心を持つとともに、事前に立てた行動計画に基づき、仲間と声をかけ合いながら、限られた時間の中で協力して行動ができたという報告を受けております。

深日小学校では、万博を体験することを通して未来について考えるきっかけを持とう、公共ルールを守り、全ての人が気持ちよく行動できる遠足にしようという万博遠足の目当てが設定されました。実際に未来の技術や見たこともない建造物やパビリオンの展示、現地スタッフとの交流などを通じて、自分たちの将来を考えるきっかけを得ることができたということです。また、公共マナーについては、ほかの来場者にも配慮した行動が見受けられ、集団行動として自覚や公共心を育む学びがあったと教職員から評価されております。

淡輪小学校では、異文化に触れることでグローバルな視野を広げるという目的の下、児童たちはパビリオンなどで外部の方に自ら話しかけようとし、どの方も温かく接して下さったことに感激していました。また、もっと外国のことを知りたいという声も聞かれ、日常では得難い国際的な交流体験が子どもたちの興味・関心を大きく広げたことがうかがえました。このような体験は、まさに今後の学ぶ力や世界に目を向ける意欲につながる有意義な1日であったと報告を受けました。今回の万博遠足での体験は、今後の学びや成長につながる大変貴重な1日となったと捉えております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 有意義な学びと経験ができたということで、それは非常にいいことだったんだろうというふうに思います。

もう少し踏み込んでお聞きいたします。

これまでパビリオンが事前に選べないのに、どうやって教育的意義や教育目標を設定するのか、このことについても疑問を投げかけてきました。各学校・学年は、三つのテーマを選ぶしかなく、テーマに応じてパビリオンが割り当てられたと思います。各学校・学年が選んだテーマとそれに対応するパビリオンがどこだったのか、そのパビリオンに行けば、選んだテーマに関わる知見が得られたのか、経験ができたのか、選んだテーマに関する理解が深まったのか、その点について具体的にお答えいただければと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

パビリオンの行き先なんです、予定していたパビリオン以外にも学校ごとに行っております。例えば、淡輪小学校1年生ではシンガポール館、コモンズ館といって、全学校がコモンズ館のほうに入っております。そのコモンズ館のほうでは、現地スタッフの方と対話をしたり、いろんな会話をした中で、国際的意義、また、異文化を得られることができたという報告を受けております。また、パビリオンの前で現地の方が音楽演奏を行っていた、その音楽演奏を行っていたところに子どもたちが囲み、その現地の方と色々な音楽を通してのお話ができたといいふうに聞いております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が聞いたのはね、三つのテーマを選べっていうふうに万博協会に言われとったっていう話がありましたわね。要は、教育目標を立てるときに、どういう獲得目標を設定するのか、その獲得目標を達成するために何をするのか、どこに行くのかっていう問題だと思うわけなんです。それで、3月議会でお聞きしたことだったと思いますが、三つのテーマを選べと万博協会からは言われると。どこのパビリオンに行くのか決まってることを聞いたわけですよ、3月議会のときにね。それから、まだ決まっていないということを聞いて、私はびっくりしたわけですよ。4月・5月にね、行くのに、まだパビリオンが決まってないのかと。パビリオンが決まるのは、テーマを選ぶことによって万博協会なりが割り当てするっていうことだったですよ。

念のため申し上げますが、いのちを救う、いのちに力を与える、いのちをつなぐ、この三つのテーマから選べというふうに言われて、選んだテーマに基づいたパビリオンが割り当てられるっていうことになっていたはずですよ。そうですっておっしゃってくださってありがとうございます。だから、そことの関係を私は聞いているんですよ。

行って楽しかったことは、いいのです。確かに得難い経験ができたり、今後の学び、将来に結びつくような経験もできたと思います。それはもちろん、個別いろいろだと思いますが、その子どもによってね。だけど、そのことはすばらしいことだというふうに思いますが、遠足というのは、行って楽しかったからそれでいいというものじゃないわけです。教育の一環ですからね。だから、私は聞いているのよ。答えられますか。ちょっと難しかったら、もう結構ですが。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、パビリオンっていうのは与えられてって、まだ分からないというのは3月議会のときに答弁させていただきました。その後、割り当てが決まりました。でも、ただ、その目標を設定する前に、万博という意義のことで、その中で大きく広げて国際的意義、また、最先端の技術っていうところを見られるっていうことで、与えられたパビリオン以外のところも行く予定として学校としては考えております。なので、目標は、それも含めて、自分のところが一応申し込んだことを選んで目標を立てさせていただいているところです。

ちなみに、当たっているところは全て3小学校は、自分たちが依頼したパビリオンに全て当たりました。淡輪小学校では3、4年生はパソナ、5、6年生は大阪ヘルスケア、深日小学校は全て大阪ヘルスケア、多奈川小学校は未来の都市っていうところで、申し込んだ予想どおりのパビリオンが当たりました。それ以外にも目標を設定して、それに基づいて、子どもたちも教職員がいろんな中で行動を共にしながら目標を達成するっていうか、それに基づいて体験活動をさせていただいたということです。すみません、答えになっていなかったら申し訳ないです。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと気の毒やなと思いながら聞いていました。後の質問もあるので、あまりこの万博遠足の問題に時間がかけられないという事情もありますので、これ以上はと思いますが、先ほどのお答えでも分かる通り、パビリオンはもともと好きなのところを選ばれへんということがありましたよね、万博協会の指示としてはね。ですから、三つのテーマ、さっきのほわっとした、よく分からないやつね、三つのテーマから選んでくれと。それに見合うパビリオンにおたくのところは当たるようにしますわっていう話があったわけですね。その三つは、どれをほんなら、各学校とか学年は選んだんって聞いたんやけど、そのお答えはありませんでした。これにお答えがあったとしても、よう分からへんかったと思うんやけどね、私も。答えを聞いたとしてもね。あまりにも漠然としているテーマで何にでも当てはまるような格好やからね。だけど、この点でも、もともと、こういうふうにしますよって言ってたことが、そうになってないと違うのかなというふうに私は思ってね。万博に行くことそのものが、もう最大の目的になってしまっているというふうにしか感じられませんでした。そういう中で教育委員会も大変やし、学校の先生たちも気の毒やなというふうに思っています。

これから万博へ行く中学校についてお聞きしておこうと思います。

中学校は万博遠足が7月の2、3、4日に予定されていますが、中学校における教育目標はどのように設定されているのか。ここでも、もし分かれば、選んだテーマとパビリオンとの関係も含めてお聞きしておこうと思います。それから、併せて熱中症が不安視される時期ですので、ど

のような対応が取られるのか、その点についてもお聞きしようと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

岬中学校では、万博校外学習の教育目標として設定されているのは、仲間と協力して計画を立て、主体的に学習・行動する力を養う、校外での体験・活動を通じて社会秩序や公共マナーを学ぶ、万博見学を通じて世界の文化や技術を知る、この三つを目的としております。

また、パビリオンにつきましては、中学1年生・2年生につきましては、大阪ヘルスケア、3年生につきましては、未来の都市を予定しております。

熱中症対策はどのようなとかということで、中学校の万博への校外学習においては7月の実施となることから、熱中症対策として、動きやすく通気性のいい私服とし、帽子の着用を促します。また、万博内では給水機—ウォーターサーバーが設置されているため、水筒を持参させますが、混雑が予想されると聞いておりますので、自動販売機などで飲料水を購入できるよう、電子マネー等も持参可能といたしております。

また、暑さに体を慣らすため、事前に暑熱順化を意識した指導を行います。それに合わせて、当日は教職員が生徒の体調を継続的に確認し、無理のない行動管理と、比較的涼しい場所での休憩確保にも努めてまいりますとお聞きしております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 パビリオンについては、1・2年生が大阪ヘルスケアパビリオン、3年生が未来の都市ということで、これは両方とも国内のパビリオンですね。恐らく一定の自由時間といえますか、班行動で自由にいろんなところへ行くということになっているんでしょうから、その時間を生かして世界の文化や技術を知るということを子どもたち自身でやりましょうということになるんでしょうかね。

それで、熱中症のことですが、一定の熱中症の対策はされるということだろうというふうに今、答弁を聞いて思いました。それで、給水機があるからってという話がありましたが、水飲み場だとか給水機だとか、そういう場所の周知については、子どもたちに地図等で事前に渡すのでしょうか。熱中症対策と併せて、具合が悪くなったときの対応として、救護所だとか診療所、またトイレもですね、救護所とか診療所の場所がね、率直に言うと分かりにくい。その場に行っても、あんまり目立つような表示がされていないわけなんです。ですので、そういう場所がきちっと分かるように、地図を事前に子どもたちに分かるようにして配付しておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。その点はどのようになさることになっているのかお聞きしようと思

ます。お願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えいたします。

地図ですが、もちろん、おっしゃるとおり、事前に生徒たちに配付する予定となっております。

体調が悪くなった場合というところで、中学生は4名から5名の班単位で行動いたします。班には教職員は比較的つくとは限らない状態です。教職員がいないときに体調を崩してしまったり倒れたりしたら大丈夫かというところですが、班の中でね、異変があった際に、速やかに教職員や会場スタッフに連絡するよう、事前に指導を生徒たちに行います。また、教職員は、会場内を巡回したり、学校の設置した連絡スポット、万博に限らず、校外学習に行ったときに、自由行動をする場合は、学校がこの場所が連絡スポットっていうところをスポットを決めます、連絡場所ですよ。連絡スポットなどを設置して、緊急時の場合の対応などをできる体制を取ります。今回、万博ですが、また2時間ごとに指定場所に集合させ、安全確認を行うとお聞きしております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 地図を配るということで、分かりやすく救護所や診療所、トイレ、水飲み場等を示して、子どもたちに伝えていただきたいなと思います。それから、班単位というふうになるということで、いろいろ工夫がされていることは分かりました。2時間ごとに指定場所に行くということが、それはそれで大変やね。何か縛られるというか。パビリオンにね、入ろうと思っただのにみたいなね、ことになったときに、ああ、でも、あっこへ行かんとして、ほんで、会場は大変広いですよ。

○松井教育次長 1回だけです。

○中原 晶議員 そうやろね、1回だけね。なるほど、分かりました。子どもたちに危険がないようにというふうに準備していただきたいと思います。

それで、暑さのことがやはり気になるのですが、暑さ指数が高い場合、暑さ指数というのが数値で示されているわけですが、万博協会のホームページで、こういうふうに毎日ね、これは昨日、アップされていたやつですね。今日の気象安全情報とかいう、気温がどうやとか、暑さ指数がどうやとか、さっき言うたガスの安全確認状況はどうやとか、書いてあるんですね。28以上の暑さ指数の場合は、激しい運動は中止って書いてある。厳重警戒というふうに位置付けられているわけなんですけど、例えば、この暑さ指数が28以上になったら中止するとか、そんなことも視野に入れて準備されているんでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

暑さ指数28度って言われていますが、学校教育活動等における熱中症の防止についてということで、先日、周知はさせていただきました。

暑さ指数が、屋外で活動している場合は、31度以上が活動禁止っていうようなことは言っているのですが、体育祭や校外学習、各行事などについては、ふだんと異なる環境で活動する場合は、事故防止の取組、緊急時の対応についてを含めて生徒に事前に指導しておくということで、今回、中学生については班単位で行動しますので、生徒たちには十分、くれぐれも、そういったときには大屋根リングの下などの熱いところではなくて、また、自由に行けるパビリオン、コモンズ館とかそういったところに入るようには指導するっていうふうにお聞きはしております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 暑さ指数というのは、単位は何度じゃないのですよ。WBGTといって一定の計算に基づく数値が出されるわけでね、31度以上とか、何度ではないのです。暑さの指数ということで出されているものでして、もう暑さ指数において危険だという状態になったら、私は中止も含めて検討するべきだと思います。というのが、皆さん、よくもうご存じだと思いますが、天候によって満足度が非常に大きく変わる万博ですよね。暑いときの対策、ずっと大屋根リングの中や、ずっとコモンズ館の中におれるわけではないのんでね。いろんなところへ行って、いろんな体験をしてということで行くわけでしょう。それなのに、暑いから、危ないから日陰におりましょうって、万博に行ってね、ずっと日陰におったって、行く意味ないわね。ですので、そもそも暑さ指数が危険だという状態の場合は、そんなところへ子どもたちを放り出すというようなことはやめるべきだと言っておきたいと思います。

万博について質問させていただきましたが、今回の万博は会場に大きな問題があることは間違いありません。繰り返し指摘してきた可燃性ガスの発生や災害時の避難など、子どもたちの安全に責任が持てるとは思えません。また、赤字になる可能性が極めて高くなっていますが、そのツケは一体誰が払うのか決まっています。さらに、万博が終わった後に夢洲に残るのはカジノであります。そもそも、万博を夢洲で行うことにしたのはカジノのためであることは、当時の大阪府知事だった大阪維新の会の松井一郎氏があけすけに語っています。赤字のツケを府民に押しつけるようなことがあってはなりません。また、ギャンブル依存症を生むカジノをつくらせないために、幅広い皆さんと引き続き力を合わせることを申し上げて次の質問に移ります。

二つ目にお聞きするのは、シルバー人材センター職員の給与改定についてであります。

シルバー人材センターは岬町にとっても住民にとっても重要な組織であり、健全な発展を願う

立場から質問させていただいております。

3月議会の一般質問において、岬町からシルバー人材センターへの活動補助金が、2020年度から年間約130万円、引き上げられており、その要因が当時の事務局長の直接雇用化によるものと推測されたことから、お手盛りを指摘したところであります。岬町が支出しているシルバーへの活動補助金を確定する際に、職員給与についても把握した上で補助金額を決定しているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、議員がおっしゃられましたお手盛りとはどのような意味でおっしゃられているのか分かりませんが、岬町シルバー人材センター活動補助金は、高齢者の生きがいの創出、就労機会の拡大、地域社会の活性化を図るため、岬町シルバー人材センター事業の確立と推進を目的として岬町シルバー人材センター活動補助金を交付するもので、岬町シルバー人材センター事務局に係る人件費や物件費が補助対象経費となっております。また、当該活動補助金の補助対象経費は、国の補助金の交付要綱で定められています対象経費としまして、その補助額については予算の範囲内で、かつ補助対象経費の2分の1以内の額となっております。

なお、この予算の額についてでございますが、岬町シルバー人材センター事務局の人件費、物件費全額を補助できる予算額とはなっておらず、国の補助金の限度額を参考に、岬町の厳しい財政状況を鑑み、予算計上されております。

また、この当該活動補助金の交付に当たっては、岬町シルバー人材センターから提出される実績報告を基に内容を精査し、補助額を決定、確定しております。実績報告内容の精査は、参考資料として岬町シルバー人材センターが国庫補助金の実績報告に提出する国庫補助金精算額調書、支出済額内訳書及びその内訳明細書をもって確認しております。今、中原議員がご質問されました当該活動補助金を確定する際、職員給与についても把握した上で補助金を決定しているのかについてでございますが、繰り返しにはなりますが、岬町シルバー人材センター活動補助金交付要綱第2条に対象経費は国の補助金交付要綱に定める対象経費として、補助額は岬町の予算で定める額の範囲内かつ対象経費の2分の1以内の額と規定していることから、岬町シルバー人材センターが国庫補助金の実績報告として提出する調書などの資料に基づき、予算の範囲内かつ補助対象経費の2分の1以内で補助額を決定しておりますので、職員給与に係る経費総額は把握しておりますが、個々の職員の給与については把握しておりません。

ただ、令和4年度以降の当該活動補助金の額の決定につきましては、より内容の精査を行う

ため、岬町シルバー人材センター活動補助金交付要綱の一部を改正し、岬町シルバー人材センター事務局職員をそれぞれ岬町職員とした場合の人件費に置き換えて算定した額と実際の人件費と比較して、低い金額を補助対象経費とし、予算の範囲内かつ補助対象経費の2分の1で補助額を決定しております。なお、岬町職員とした場合の事務局長の人件費につきましては、再任用職員課長級程度、5級の再任用職員の額として算定しております。

ただ、人件費についての個々の内訳が分かる資料については、職員A、職員Bといった表記になっており、個人を特定することができませんが、職員給与については把握した上で補助金を決定しております。

また、令和2年度の活動補助金の額が130万円へ増額したのは、当時の事務局長を直接雇用するために増額したと推測されると言われましたが、先ほども説明させていただきましたように、人件費や物件費を全額補助する予算となっておらないことを重ねて説明させていただきます。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 たくさんお答えいただきまして、最初に、お手盛りという私の表現について気にされていることと思います。それに関わって、本日、資料を用意しましたので、それをご覧いただきたいと思います。どうお手盛りなのかっていうことが、これを見ていただければ分かると思います。

私の用意した質問の資料1のほうですが、ああ、資料、ごめんなさいね、紙をね、ちょっとでも少なくしようと思って両面刷りにしたら、ちょっと見にくくなってしまいまして、傍聴の方には少し見づらいかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

シルバー元事務局長の給与に関する資料というものを用意いたしました。①②③ということで、3段で構成しております。

①は一般職の職員の給与に関する条例における再任用職員5級、事務局長級の給料等ということで、先ほど答弁中でありました、職員の給与を把握する努力をされているということでありましたが、2016年から、岬町の条例に基づく職員の給与、同等のお給料にするのだということをシルバー自身が決めていますから、それに基づいたら、元事務局長は幾らの給料になるんかといったものを書いたのが①です。

その下の②の段は、私自身が得た情報です。

③は①と②の差です。

資料を見ていただきますと、給与の月額で2020年は、町が定めている条例に基づいて支払われるとしたらば、月額月々28万9,700円のところ、実際には31万5,100円を受け

取っていたと、その差額が2万5,400円やと、そういうふうにご覧いただければいいかなと思います。

給与月額について、2022年で言いますと、町が定めている条例に基づいて運用されていたならば、28万9,700円、月々のお給料やったところが、実際に受け取っておられたのが36万5,700円、差額は7万6,000円、月々ですよ。こういう実態があったということでもあります。

その下の、賞与の月額についても、③の差を見ていただければ、この3年間、二月以上の上乗せがされていたということでもあります。管理職手当についても同様であります。ですから、私はお手盛りだというふうに指摘させていただいているところです。

ただ、そのお手盛りは誰だったんだということと言うと、先ほどの答弁からしますと、130万円の増額はあったけれども、それは一定のルールに基づく計算によるものだったりするわけで、岬町がこの元事務局長の増額された給料を支払うために、130万円を上乗せしたと違うと、そういうことですね。分かりました。ということになりますと、お手盛りはシルバーの中でなされていたということですね。

それで、そのお手盛りをきちんとチェックするべきだというふうに、私は一番最初から言うことができましたね。2023年の12月議会から、この問題は取り上げさせていただいていたかなと思いますので、その当時から要綱に基づいて、町として不正がないかチェックせえということを書いてきました。けれど、それに対して、答弁としては、そういうことはできないということをして繰り返言われていたと思います。ところが、本日の答弁の中では、個人個人の給料については、それは個人情報に当たるので把握はできないということだけれど、実績報告を出してもらうときに、職員A、職員B、職員Cとかいう格好で、個人は特定されない形で人件費についても把握した上で、岬町からシルバーへの補助金を出し過ぎないようにしてきたと、そういうことでよろしいですね。はい、うなずいていただいているので分かりました。ということは、最初はあなた方は一貫してそういうチェックはできないって言ってましたが、きちんとチェック機能を果たしたと、そういうふうに私は評価します。

あんまりね、疑ってね、何か疑ってかかるっていうことはしたくないものですが、やはり不正の疑いがあれば、それはきちんとチェックをする、それで不正が行われてなかったら、それでええ話ですからね。今は何をしてるかという、先ほど申し出ましたが、それぞれのお給料が幾ら払われているのか、そのお給料が岬町の定めている条例と比較してどうなのかということも、きちんとチェックして運用されているということが分かりました。それは私は大きな改善というふ

うに思いますので、引き続き、そのように努めていただければ結構かと思います。

あんまり時間をかけていられないので、私がこうやってシルバー人材センターの活動補助金のことを取り上げるのは、税金が原資だからなんですよ。だから、繰り返し取り上げざるを得ないという状況が続いています。

センターとの連携を強めるっていうのは過去にも答弁としておっしゃってこられたことですが、不正が起こらないようにチェックすることも併せて行うというのも連携のうちのひとつというふうに私は思います。それが2022年度の活動補助金の支出からは一定、働いているということが本日の質問で明らかになり、確認させていただきました。引き続き、岬町シルバー人材センターがさらに民主的かつ正常に運営されるように、岬町として役割を果たすよう求めておきたいと思っています。そして、願わくば、私がこうしてシルバー人材センターの問題をこういう場で質問しなくていいようになってほしいというふうに思ってます。正常化されたと思える状況になれば、こうして私も議会で取り上げることなく見守れるようになると思いますので、早くそうなることを願って、この問題に関わる質問は終えたいと思います。

3点目のマイナ保険証について質問します。

これまでも、マイナ保険証の事実上の強制に関わって、住民が理不尽な不利益を被らないよう、質問を重ねてまいりました。現在、保険証の新規発行が停止され、今年の更新から保険証が送られなくされています。ただ、75歳以上の後期高齢者については、厚生労働省からの通知により、保険証とほぼ同じ見かけ・機能の資格確認書が全員に送られるようになりました。全員にというのは、マイナンバーカードを保険証として利用する登録をされている方にもそうでない方にも、全員に資格確認書を送るということでもあります。これは大変結構なことではありますが、厚生労働省自らがマイナ保険証という制度の破綻を事実上認めるものであるというふうに私は思います。ここでお尋ねしますが、なぜ、後期高齢者にのみ、全員に資格確認書を送ることになったのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃられました資格確認書についてでございますが、時間もないようですので、資格確認書の説明は省略させていただきまして、今、質問していただきました後期高齢者の資格確認書はなぜ、全員に送られるのかについてご答弁させていただきます。

マイナンバーカードをお持ちでない方、また、マイナ保険証として保有していない方などに交付される資格確認書ですが、後期高齢者の方に係る資格確認書につきましては、令和7年8月の

年次更新までの間、暫定的な運用として、昨年１２月２日以降、新規加入者等についてはマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付することとなったところでございます。しかし、昨年１２月以降、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、後期高齢者の方のマイナ保険証の利用率は他の年代と比べて相対的に低い状況にある中で、本年７月３１日に後期高齢者制度の発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方からの申請などの窓口が殺到するおそれがあるということから、令和８年７月末まで暫定運用を継続することとなったところでございます。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 えらいご配慮いただきまして、私の質問時間への協力、ありがとうございます。

７５歳以上の方は全員に資格確認書が届くということで、７４歳と７５歳で一体何が違うのかと私は思いますが、利用率が相対的に低いということで、国がそんなふうに言ってるわけですがね、全体的に利用率は低いわけですよ、窓口への殺到も困ると。それはそうやわね、ほんまにね。ということで、７５歳以上の方には、保険証と同じような資格確認書っていう名前のものが届くということが語られました。

７５歳以上の方でも、いろんな機器の操作が得意な方はおられるし、そもそも、本人の能力とかに関係なく、カードリーダーの不具合が発生したら、どうしようもないわけですよ。それで、私は、かねてから全員に資格確認書を送ることを求めてまいりました。今回、資料の２として、先ほどの裏面ですね、渋谷区・世田谷区のホームページからの抜粋をお示しさせていただいております。

渋谷区や世田谷区では、７４歳以下の国民健康保険加入者全員に資格確認書を送ることを決めました。そのことがホームページ等で示されたわけなんですね。上のね、世田谷区はね、区長の記者会見のときの資料ですわ。下の渋谷区のはホームページへの公開です。当然、世田谷区もホームページにも同様の中身が掲載されております。

それで、この二つの区の英断は、資格確認書があれば、どんな状況になっても医療が受けられる、受診できるということによるもので、医療を受ける権利を守るための対応だというふうに思っています。私はこれは当然の措置だというふうに思いますが、岬町も同様に、全ての国保の加入者に資格確認書を送るべきではないか、改めてお聞きするものであります。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険加入者も資格確認書を全員送付すべきではないかという質問でございますが、国

民健康保険におきましては、国民健康保険法第9条に、電子資格確認を受けることができない状況にあるときに確認書を交付することとされており、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められないとされております。

今、議員資料等でお示ししていただきました東京都世田谷区・渋谷区では、全員に資格確認書を送付すると決められているようでございますが、東京都世田谷区・渋谷区は、国民健康保険法の規定により、マイナ保険証の保有状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認めないという国の方針とは異なる判断をされております。東京都世田谷区は、マイナ保険証への理解が進まない中、被保険者が保険診療を受ける権利を保障するためと判断し、渋谷区では、マイナ保険証の普及を推進する立場は変わらないが、システムトラブルの懸念のあることから、総合的に判断されたと報道されておりました。そこで、市町村と共に国保の事業運営を行う大阪府に問合せをさせていただいたところ、資格確認書につきましては、国の方針に基づき交付するものであるとの判断でしたので、一律に資格確認書の交付をすることはできないものと考え、国の方針に基づき、交付事務を進めてまいります。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 世田谷区も渋谷区もね、マイナ保険証の発行というか促進というか、マイナナンバーカードに電子情報をひもづける、マイナ保険証として登録するという、それはね、結構前向きにというか、熱心に対応されているわけなんですよ。世田谷区なんかは、人口も多いということもあるけど、わざわざ出先機関とかセンターみたいなものを区役所以外にもつくってね、促進を進めてきたところなんですよ。その姿勢そのものは変わらないのですが、ここに来て、全ての国民健康保険の加入者にも全員に資格確認書を送るという判断をしたということですよ。

世田谷区の区長はどう言ってるかというと、万が一、診療が受けられないことを避けるのは、自治体の役割やと言ってます。国保の保険者は、世田谷区であれば世田谷区なわけですよ。岬町であれば岬町が保険者なんですよ。

加入者が医療を受ける権利を保障する責任は、それぞれの自治体にあります。さっきね、府にも問い合わせ、府は、そんなん、国の方針に基づく運用をしてくださいと言うに決まっていますよ、ね。私はね、だから、そういう府に、そういうふうに言われても、府の言いなりになるのかと、そこが問われているっていうふうに思うのですよ。どっち向いて政治やってんねんっていうふうに思いますわ。大阪府や国のほうに向いて、はい、分かりましたって言って、それで対応するのか、岬町の国保の加入者がどうしたら困らないのか、そのことに心血を注ぐのか、どっちか

が問われているっていうふうに思うのです。町長にお聞きしますよ。町長も、こういった世田谷区や渋谷区のような判断をなさるべきではないかというふうに私は思いますが、町長はどのようなご判断をなさるでしょうか。短くお願いします。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員のご質問にお答えいたします。

非常に難しい問題です。本町としては、大阪府の配下にあつて、大阪府の指導の下で行政運営をやっていく、これは一つの基本になっています。そして、国の制度に基づいてそれを実施する、また、それを住民の皆さんに理解を求めていくというのが町政運営の一つの基本と思っております。その中で、国が推奨している、75歳以上の後期高齢者については、一律に資格確認書を送付するけれども、それ以下の年齢については、中原議員がおっしゃるように、誰もが平等に医療を受けられるという権利は、これはもう間違いないのかなと、このように思っていますが、マイナンバーカードを取得しないから、また、できていないから、それを確認書を送るという内容についても、一定の私は理解はします。

しかし、我々岬町として行政運営をやっていくについては、やはり大阪府の指導の下、また、大阪府に確認しながら、随時遂行していくというのが当然で、先ほど部長のほうから大阪府に確認したところ、それは困ると、やはり75歳後期高齢者のみ、確認書を送付ということになっておるようです。一度、大阪府との関係の上層部と意見調整をして、できる・できないは別として、そういう議員からの質問もありますので、十分検討する必要があるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 悪い答弁ではありませんでしたね、町長ね。

少し私の考えとは違うけど、府の配下とか指導とか、私は地方自治体というのは対等・平等やというふうに思っています。大阪府であれ、岬町であれというふうに思っていますので、ちょっとそこは私の考えとは違うし、国の制度に基づいてやって、その上で住民の理解を求める。国の言うとおりに対応されるので、そこは立場は違いますが、一定の理解が示されたことや、どういう結果になろうとも、検討はしたいと、府とも意見調整したいと。岬町としては本当に難しい立場ですわね。それは町長の立場はそれなりに、私なりに理解はしておりますので、ぜひこういう声が議会で突きつけられているんだと、住民も受診をする権利を守るためにどうしたらいいんだろうかということは、よくご相談いただきたいと思います。

最後の質問を行います。

自衛隊への個人情報の提出についてお聞きします。

高校・大学の卒業年度に当たる住民の個人情報を紙媒体などによる提供が自衛隊から求められております。理由は自衛隊員の勧誘のためであります。この問題については、2023年の9月議会で取り上げましたが、昨年度までは、岬町は紙媒体等での提供は協力していないと認識しております。大阪府下で協力をしていないのは岬町だけですので、大変立派な姿勢だと高く評価しております。今年度以降はどのように対応するのかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。自衛隊への情報の提供につきましては、自衛隊法の規定に基づき、自衛官等の募集に関し、必要となる情報に関する資料の提出を防衛大臣が市町村の長に求めることができ、市町村の長が提出する資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生じるものではないとの閣議決定が市区町村に通知されたことにより、他の自治体において資料の提供がされているものと認識しております。

本町では、防衛大臣より募集対象者の情報の提供依頼がなされておりますが、名簿提供につきましては、住民の中にも様々な意見があると考えられることから慎重に対応する必要があり、現在のところ、紙媒体やデータによる名簿の提供を行うことは予定しておりません。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 大変結構な立場を取っておられるというふうに思います。

ただ、理由がね、様々なお考えがおありだと思うので、要は18歳とか19歳とか21、22、高校生の卒業年度、大学の卒業年度の人たちが勝手に個人情報を提供されたことが嫌やと思う人もおるやろうからという理由でありましたけれども、それはそれで結構なんですけどね、それぞれの個人のプライバシー権に関わることで、この問題では奈良で訴訟も起こっているわけですね。ですので、個人がそれぞれどう考えるか、自分のプライバシーを守りたいということを尊重するという立場は日本国憲法に基づく判断として結構なことなんですけど、先ほどおっしゃられた自衛隊法の問題や住民基本台帳法との関係で、紙媒体等で個人情報を提供することが問題ないというふうに確かに閣議決定されて、それが通知されたわけなんです。ですけど、その通知はあくまで通知であって、技術的な助言という範囲を出ませんから、義務でもないし、命令でもないということは、担当課としてもはっきり認識しておいていただきたいと思います。今のところという判断ですよ、提供していないということは。ですから、今年度以降、来年度もこの姿勢を続けていただきたいと思います。終わります。

○坂原正勝議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次の一般質問で使用する補助資料についても、先ほどと同様に、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付しております。パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様には、配付しております傍聴者用資料をご覧ください。

次に、松尾 匡君。

すみません、準備します。しばらくお待ちください。

では、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、一般質問を始めます。

まずは、持続可能な資源循環型まちづくりを目指してというテーマでございます。

総務省の最新データが公表されまして、岬町は5年連続、大阪府でリサイクル率がワースト1位なんですよね。最下位なんです。現在、ごみ処理基本計画（第3次）の策定を進めておりますが、これまでのごみ削減の目標達成状況はどうなっているのかというのを聞いていきたいと思っています。

これまでもご提案してきた缶・瓶の資源化、さらには、ごみの中で割合の多い除草・剪定枝の資源化などの検討も進めるべきではないかと考える中、持続可能な資源循環型まちづくりへの取組がされているかというのを中心に検討していきたいと思っています。

まずは、ごみ処理費基本計画におけるごみ削減の目標達成状況をお聞かせください。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

第1次一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の目標達成状況につきましては、一般廃棄物は家庭から排出される家庭系ごみ及び事業者から排出される事業ごみの合計で、これを平成27年度において、平成12年度比で約10%削減することを目標としております。この削減率は、平成27年度で12.9%となり、目標は達成しております。しかし、資源ごみを除く家庭系ごみ、住民1人1日当たりの排出量は、平成27年度において、平成12年度比で約20%削減することを目標としております。この削減率は、平成27年度では12.6%となり、目標の達成には至っておりません。また、事業系ごみの削減率は、平成27年度において、平成12年度比で約20%削減することを目標としております。この削減率は4.0%となり、目標の達成には至っておりません。

第2次計画の目標達成状況につきましては、令和7年度において、ごみ排出量を平成29年度比で21%削減することを目標としております。家庭系ごみの排出量につきましては、令和元年

度から新型コロナウイルスの影響により、ごみ排出量が増加しており、令和5年度におきましても削減率は10.2%となり、目標の達成には至っておりません。

目標達成への取組としまして、「発生抑制及び資源化」において、買取業者「おいくら」と連携し、住民の皆様から排出される不用品や、家庭から排出される使用済み食用油の回収を廃棄物にせず再利用を促すリユース、再利用の取組を導入しております。

また、「資源ごみの回収システムの一元化」としまして、令和7年度から、自治区や小中学校PTA等の住民団体が実施している段ボールや新聞などの資源ごみ集団回収の活動に対する報奨金制度を設け、ごみ問題に対する住民の皆様の意識向上を図っております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 報奨金制度はね、我々、みさき新時代が提案させていただいて取り組んでいたいていることは、すごくいいことだなというふうに思っていますんで、評価しております。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

こちらは、環境省が毎年公表している一般廃棄物処理実態調査の結果のデータを集計したものであり、令和7年3月27日に令和5年度の最新データが更新されております。

これは1人1日当たりの生活系ごみ排出量を示しております。グラフが低ければよいというものです。青のグラフが全国平均、赤のグラフが大阪府平均、そして、黄色のグラフが岬町です。岬町は大阪府43自治体ある中で、令和5年度は42位のワースト2位、全国1,713自治体、これはデータの関係上、東京23区と一部の市町村を除いたものになりますけれども、それらと比較しても、1,586位という後ろから数えたほうが早い順位になっております。

ここで注目していただきたいのが、増減なんですね。全国平均も大阪府平均も、両方とも年々減少傾向で、削減努力の結果が見られておりますが、岬町はどうか。タウンミーティングで平成21年度からのデータを示していたので、あえて平成21年度から示しましょう。岬町は平成21年度から増減はあるものの、ほとんど変わっていないことが分かります。ごみを削減できていない、結果を出せていないんですね、これ。

資料2をご覧ください。

これは、令和5年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量の大阪府内各自治体の排出量をグレーのグラフで、そして大阪府の平均排出量は赤のグラフで、全国平均の排出量を青のグラフで、そして最後に、岬町は黄色のグラフで示しております。大阪府内各自治体等をグラフで表すと、このように岬町はね、突出して多いことが分かります。

続いて、資料3。これはリサイクル率を示すグラフで、上に伸びるほどよいというグラフです。

青が全国、赤が大阪府、そして黄色が岬町を示しております。

注目は黄色の岬町の推移なんです。平成27年度から低い数字が続き、現在に至るまで悪化していること、また、順位については、大阪府43自治体中43位の、これ、最下位です。また、全国1,719自治体中、これもデータの関係上、東京23区だったりとか、ほかの市町村を除いたものになっておりますけれども、この岬町の順位は何と1,663位、ほぼほぼ下のほうというか、最下位周辺です。さらに令和元年度から令和5年度まで、5年連続で大阪府では最下位を更新しているという非常に残念な結果になっております。

資料4をご覧ください。

令和5年度の大阪府内各自治体のリサイクル率をグレーのグラフで表して、大阪府は赤のグラフ、全国は青のグラフ、岬町は黄色のグラフで示しています。大阪府内各自治体をグラフで表すと、このように岬町は突出して低く、できていないんですよ。

資料5をご覧ください。

令和5年度の大阪府内各自治体の1人当たりのごみ処理経費を、今度は経費です、をグレーのグラフで表して、大阪府は赤のグラフ、全国は青のグラフ、岬町は黄色です。これについても、岬町はワースト2位の経費高、経費がかかっているんですよ。ほかより突出して高いんです。岬町のごみの処理経費は、大阪府平均の2倍以上、そして、全国平均でも2倍近く経費がかかっているのが、これで分かるはずです。

こうして周りの自治体のごみの削減や処理、そしてリサイクル率について見ると、周りは努力を積み重ねて年々結果を出しているにもかかわらず、岬町は全国でもワースト近くをずっと進み、努力が見られないまま、10年以上続いていることが、これで分かると思います。

なお、田代町長は、平成21年にね、ごみ袋無料化を掲げて町長に就任され、その後およそ3年かけて議会の同意を得て、平成24年3月議会にて条例を改正して、やっとうごみ袋無料化を実現されております。その際に、議会の厚生委員会にて、当時の担当理事からは、条例改正の理由において、環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画において定めた三つの指標のうち、二つについて平成20年度から連続で達成しており、今後も削減目標を上回る削減を維持される可能性が非常に高いということを説明されているということなんですね。具体的には、一般廃棄物について1人1日当たりの排出量を平成27年度において、平成12年度比で約10%削減、そして、資源ごみを除く家庭系ごみについても、1人1日当たりの排出量を平成27年度において、平成12年度比で約20%削減、事業系ごみについて、1人1日当たりの排出量を平成27年度において、平成12年度比で約20%削減、この三つのうち、一般廃棄物と家庭系ごみの削減目

標を達成できているといった説明だったんですね。

当時の議員の中には、このように目標を達成できているという点で、賛成の理由として述べられている方もいらっしゃるんで、しかし、第2次計画に記載の第2次計画の目標達成状況を確認すると、達成できているのは一般廃棄物の一つだけなんです。あとは全て未達成——できていないんですよ。できていない。この点について、当時の担当理事の説明と実態、結果と大きく異なっているという点については、この場では時間の都合上、言及しませんけれども、削減目標を上回る削減は維持されておらず、家庭系ごみ、事業系ごみについては、ずっと目標達成できていない状況が続いているのです。

なお、ここでお伝えしておきますけれども、私自身はごみ袋無料は賛成で、ずっと続けます。ごみ袋無料のままですよ。ごみの削減とリサイクル促進を図っていくべきということで、ずっと提案してきているつもりでございます。こんな状態であることと、また、先ほどお伝えいただいた第1次計画や第2次計画の令和5年度時点でも目標達成できていない状況、しかも、2次計画では令和2年度に中間見直しをする予定であったけれども、実際には中間見直しを行っていないんです。このような状況であったにもかかわらず、岬町廃棄物減量等推進審議会を一度も開催していないですよ。いないんです、去年は第3次計画を策定するために開催されましたけれども、平成20年度を最後にですよ、令和6年度まで、およそ16年間も一度も開催されていないんです。平成24年度など、過去には議員からも開催すべきじゃないのという意見も出ていましたけれども、ここ、重要です。町長の判断により開催しないとされているんです、議事録を読めばね。しかし、その結果、ごみの削減とリサイクル向上がほとんどできていない。これはやはり審議会の専門家の助言を聞く機会を設けなかったことも原因ではないかと私は考えます。これだけ長期間、一度も開催しなかったのはなぜか、お答えください。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　松尾議員のご質問にお答えします。

後で議事録等は確認させていただきます。審議会を開催しなかった理由についてですが、審議会の開催には一定の準備期間が必要であり、その間に新しい情報やデータを収集し、分析することが求められます。しかし、目標未達成の状況におきましては、まずは庁内で検討を優先し、必要な対策を講じることに注力しておりました。また、審議会を開催することで得られる意見や提言は非常に重要ですが、審議会を開催するまでもなく、実行可能な施策を迅速に実施するためには、庁内での迅速な意思決定が求められる場合もあります。

今後は、廃棄物処理基本計画の目標達成に向けて、より一層の努力を重ねてまいります。また、

次回の審議会では、これまでの達成状況や課題について報告し、皆様からのご意見を伺う予定でございます。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 理由としてね、データ収集や準備が大変だったということと、役場内部で迅速な意思決定が難しいこととかっていうのを述べられております。ちょっときついことを言いますけれども、これは組織の在り方が問われてくると思うんですよね。ただ、私からするとね、できない理由を後づけしているだけにしか聞こえないんですよね。

職員が足りていないことが原因かもしれませんね。しかし、町として、この目標達成できていないごみ処理問題、リサイクル問題を本当に何とかする考えがあるのであればですよ、もし、職員が足りていないということであれば、そこに一時的にも職員定数を充実させるなど、対策は十分できたのではないかなと私は考えて仕方ないのです。これはどう考えてもね、今の町政が、このごみ処理問題、リサイクル問題に力を入れようとしなかった町政のごみ問題、リサイクル問題に対する意識の低さが一番問題じゃないですかと言いたいところなのです。

持続可能なね、循環型社会の形成とか、もうSDGsが叫ばれて、もう久しいですよ。表面的にね、岬町はプラスチックごみゼロ宣言、そして、ゼロカーボンシティへの挑戦をうたっておりますけれどもね、まず達成しようとする意識が全く感じられないのですよ、データからも。だから、中身も全く伴っていない。こんな町政ではね、2050年までに目標達成なんかできるはずがないんですよ。

リサイクル問題で以前、谷地議員からもね、雑紙の取扱いについての提案がありました。雑紙の資源ごみ収集の状況は、その後どうなったのか。また、住民への周知と収集の開始はいつから実施されるのかお答えください。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。雑紙の資源ごみの収集状況につきましては、可燃ごみ収集日に新聞・雑誌・段ボールなどの資源ごみを合わせて収集していることから、今後、雑紙も同様に収集してまいりたいと考えております。住民の皆様には、雑紙を含む紙類の出し方について、岬だより、町のホームページ、公式LINEなどで周知を行い、本年10月を目途に実施したいと考えております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 早急にお願いいたします。

そうしたら、続いて、資料6をご覧ください。

これは、全国でリサイクル率の高い市町の資源化量の内訳です。トップである鹿児島県大崎町というところは、リサイクル率が何と83%なんです。それに比べて、岬町はたったの5.8%しかできていないんです。これはショッキングな事実です。これだけ日本の中で、日本の中ですよ、でも大差があることが分かります。使い捨て社会から脱却しようと言われてもう30年ほどたちますけれども、岬町は全国と比べると、努力が見られないんです。

ここで見ていただきたいのは、右から二つ目のグラフである北海道羅臼町と一番右の神奈川県葉山町です。いずれも紙類の資源化量が25%以上を占めていることが分かります。岬町でも、ごみの内訳に占める紙類の割合がかなり高いことは、もう既に理解されているところです。今年の10月から実施するという事なので、住民の皆様にご注目してもらえよう、そして、誰が見ても分かるような案内をぜひお願いしたいなと、このように思います。

さて、これも谷地議員、そして私も以前からずっと提案している空き缶・空き瓶を資源ごみとして収集しているにもかかわらず、岬町はずっとリサイクルしていなかった、できていなかった問題について触れます。この収集方法と、その後の処理はどうなったのか、お答えください。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　松尾議員のご質問にお答えします。

空き缶・空き瓶の収集につきましては、現在、毎月第1・第3水曜日に空き缶・空き瓶を併せて収集しております。収集された空き缶・空き瓶は、美化センター仮置場で一時保管した後、委託業者の中間処理施設に搬入しております。ここでは、缶と瓶の選別及び異物などを取り除き、その後、埋立処分やリサイクル業者へ引き渡しております。

○坂原正勝議長　松尾　匡君。

○松尾　匡議員　結局、まだ岬町としてね、リサイクルできていないと思うのですよね。

リサイクル業者へ手渡しているとお答えになりました。業務委託契約の中身を確認すると、業務委託料は有価物として売却した収益を差し引いた金額となっているんですが、差し引かれていないのはなぜなのでしょう。お答えください。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　松尾議員のご質問にお答えします。

空き缶・空き瓶の処分に関する契約書において、売却した収益を委託料から差し引く旨が記載されていることは承知しております。本町で収集した空き缶・空き瓶は選別せず、中間処理施設に搬入しております。これを施設において処分業者に引き渡されるまでに十分な選別作業を行った後、売却も含め、最終処分を行います。売却できないものについては埋立て処分となり、運搬

費及び処分料金が発生します。これら最終処分までの諸経費との関係から、委託料に影響を及ぼさないよう調整しているところです。空き缶・空き瓶の売却収益や売却量などを含め、契約内容の見直しを行うとともに、処分業者との関係強化を図り、より効果的な運用方法について検討を進めているところでございます。引き続き、循環型社会の実現に向けて努力してまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 この辺りね、業務とお金の流れがね、本当に不透明過ぎるんですよね。だから、私は前にも一般質問で取り上げたとおり、まずは空き缶・空き瓶の収集量、そして売却料と売却収益をしっかりとね、住民に公表すべきとお願いしてきたんです。現在も検討を進めているとのことですが、空き缶・空き瓶の資源化の検討状況はいかがでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員のご質問にお答えします。

現在のごみの収集は、毎週月曜日から金曜日まで、燃えるごみをはじめ、プラスチックごみ、小型不燃ごみ、ペットボトル、缶・瓶の収集を行っており、収集のない曜日はございません。これをアルミ缶、スチール缶、空き瓶に区分し、各収集日を設定することは難しいと考えております。住民の皆様にご負担をかけない収集方法で、また、委託処分費用が高額とならないよう、有価物として処分できる方策を、先ほど申しましたとおり、処分業者と検討を進めているところでございます。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 アルミ缶なんてね、今や1キログラム250円台で引き取るリサイクル業者もありますよね。そんな中、売却できていない事実には多くの住民さんは驚きと疑問というかね、もう怒りに似たものが噴出しております。タウンミーティングでもね、この件の話が出たと聞いております。

ごみ収集方法について、素材別に分けて収集すること、ここではね、アルミ缶・スチール缶・空き瓶の三つに分けて収集することは、今のやり方では難しいというお答えですよね。これね、できますよ。できます、絶対できます。収集のない曜日がないのでできないとおっしゃっておりますけれどもね。私ならですよ、私なら、そのやり方を変えます。収集している資源ごみのうち、何かの収集回数を減らして、その分、アルミ缶・スチール缶・そして空き瓶の単体収集を実現できるはずですよ。どれを優先するかなんですよ。またはですよ、各自治区の置き場所を工夫して、アルミ缶・スチール缶・空き瓶を分けて置ける場所を整備して、分けて収集できるようにすれば、

収集日を変えずにできるはずですよ。要は、リサイクル率を高めるやる気があるのかどうかと、ここはね、思うんですよ。業者とね、協議を進めているとのことなので、私の提案も参考にね、進めていただきたいなと切に思います。

住民の皆さんの中ではね、きっちりとアルミ缶・スチール缶・空き瓶を分けて今、出されている方も実は多いんですよ。ほかの自治体のほとんどは、それが常識としてね、当たり前に行っているわけで、特にほかの自治体から移住された方はその傾向が高いんですよ。そんな住民の方々にとっては、私たちがせっかくね、素材別に分別している資源ごみが売却もされずですよ、リサイクルもされずですよ、最終処分場で埋め立てられているという、こんな事実はね、ショックが大きいです。

今や再資源化は社会的責任です。岬町は責任を果たせていない。私たちね、みさき新時代の今、配っているチラシにね、このことを記載しており、その反響も大きいんですよ。こういうところがね、住民意識と大変大きくずれた住民不在の町政であること、一方、世の中は環境と経済が両立できるような循環型社会の形成がどんどん進んでいるのに、岬町はそれができていない。住民の分別意識をもっと大切にするのであれば、早急に仕組みを考えるべきです。

さて、岬町のごみの割合で高いものに除草・剪定枝があります。特にこの季節、とりわけ5月から10月までの間、とても多くなりますね。これらについて、岬町は焼却していると思います。ほかの自治体でも、ごみの割合が高い除草とか剪定枝を再資源化する動きが増えているんですよ。これは、資源の有効活用のほか、環境負荷の低減、CO2削減、焼却費の抑制など、多くのメリットがあるため、全国でも進められているものと見ておりますけれども、岬町は、これら除草・剪定枝の再資源化を検討しないのでしょうか。お答えください。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　松尾議員のご質問にお答えします。

人口減少や少子高齢化など、社会的影響により空き家・空き地が増え、維持管理のための草刈りなどで草木の排出量は増加しております。大阪府下の一部事務組合などのごみ処理施設には、植木剪定くずのチップ化や堆肥として循環させるシステムを有している団体はありますが、高額な設備の建設費用やランニングコストなどが増大するなどの課題が多いところです。これらを資源化するための設備を備えることは、現状の施設規模や非常に厳しい財政状況から、検討には至っていないのが現状でございます。

○坂原正勝議長　松尾　匡君。

○松尾　匡議員　それでは、再度、資料6をご覧ください。

特にリサイクル率全国1位の鹿児島県大崎町である一番左のグラフですが、リサイクルで切った素材の中で、肥料の割合が一番高いんですよね。何と70.7%もあるんですよね。これはなぜか。私は有志議員と共に、この大崎町へ視察に行ってきました。この町はごみを一切焼かない方法を取っているんですよ。焼いていないんです。燃やしていないんです。先進的な町です。ごみを燃やさず、除草・剪定枝を含む生ごみなどを発酵させて、農業用肥料の資源化に成功されており、それが70.7%にもなっているんですよね、ここ。できた農業用肥料もめちゃくちゃ安価に住民へ提供しているんですよ。めちゃくちゃ安価ですよ、めちゃくちゃ安価。見事に持続可能な循環型社会を形成されております。資料6に上げている市町も、リサイクル全体の30%以上が、およそ費用となっていることが分かります。

このように、できるだけごみを燃やさない対価は全国で進んでおります。先ほどの答弁では、肥料への資源化には高額な設備投資とかランニングコストが高いというふうに、おっしゃっていました。非常に厳しい財政状況だから検討もしていないとのことですが、私からするとね、様々なところへ皆さん、本当に視察に行かれたのかなと思うんですよ。ぜひね、大崎町へ行っていただきたい。肥料化のシステムに驚くようなね、最新の設備なんてないんです、ないんです。人件費も2人ほどで運営していますし、ランニングコストを見る限り、高額なんかにならない仕組みです。ぜひ見ていただきたい。それでも70.7%も肥料化できている事実があるんです。これは事実です。また、除草・剪定枝は水分を多く含んでいるから、焼却炉にはよくないし、コストが高くなる方向ですよ。リサイクル率がたったの5.8%の岬町において、私ならね、できることを一つずつ実現化を目指します。どんどんやっていきたいと思えますけれどもね。

前にも言いましたが、財政が逼迫している。先ほど言われましたね、逼迫してるのであれば、あればですよ、このごみ処理削減やリサイクル率の向上に取り組むことで、今や逆にね、予算を大きく圧縮できるんです。できるんですよ。町長はね、3月議会で、私にその財源確保の妙があれば教えてほしいと言われました。まさしくこれが妙案です。私にとって妙案です。私ならね、優先的にこのごみの削減とごみ処理方法の見直し、リサイクル率の向上に取り組み、大きな財源を生むように進めますが、ぜひそのように進めていただくことを要望しておきたいと思います。このテーマは終わります。

次のテーマに移ります。

デジタル住民票による稼ぐ仕組みづくりについてでございます。

地方債もなかなか減らず、基金もどんどん取り崩しており、厳しい財政状況となっている岬町の中、新たな財源確保の仕組みづくりが重要と、これは町長もね、認めているところだと思いま

すけれども第4次集中改革プランでは、新たな財源として、広告収入、ふるさと納税の確保などが示されておりますが、不安定な財源であるため一つの仕組みにね、依存するのではなくて、できるだけ多くの仕組みをつくる必要があると考えます。

資料7をご覧ください。

こちらは、総務省が毎年公表している基金残高一覧を集計したものであり、令和5年度の類似団体の財政調整基金、いわゆる岬町の貯金を示したものでございます。前回の会派代表質問でも同じ資料、このときはね、令和4年度のデータを示していました。

類似団体とは、ここでちょっと触れますけれども、人口と産業構造などによって自治体を分類したもので、財政状況などの比較分類などによく用いられます。類似団体は68自治体あり、大阪府では太子町が含まれております。そのデータによれば、令和5年度決算時、財政調整基金は68自治体中、岬町は最下位——ワースト1位です。これは、令和4年度の順位も同様に最下位だったんですが、ここでの注目は全国順位なんです、全国順位。1年たって何位になったのか、岬町は。ちなみに令和4年度は、全国1,741自治体中1,671位のワースト71位でした。令和5年度、何と1,723位中、ワースト19位になってしまっています。1年間で一気に順位を下げ、ここまで危機的な所状況になっているんですよ、客観的に見たらね。

資料8をご覧ください。

財政調整基金以外も含んだ基金全体の順位を表しているものですが、ちなみに、令和4年度、岬町はワースト3位だったのに対し、1年後の令和5年は、何とワースト2位、また一つ下げました、順位。さらにやばくなっています。注目は、ここでも全国順位です。1年たって、何位になったのか。ちなみに、令和4年度は、全国1,741自治体中、1,711位のワースト31位、令和5年度、何と1,713位、これはワースト29位。全国の自治体の中で見ても、岬町はこれだけ貯金がない危険な状況なんです。

さて資料9をください。

これは、岬町の基金残高の推移と各年度の基金内訳を示しているものです。ピンクのグラフは、ふるさと納税の寄附金であるゆめ・みらい基金を示しています。平成28年度は約2億5,700万円、平成29年度は約9億9,800万円、平成30年度は約8億7,800万円と、ふるさと納税の寄附額が多かったため、その分、ゆめ・みらい基金も増えておりますけれども、その後です。その後、ふるさと納税の制度改正により、令和元年度は約863万円に大幅に減ったんですよ。ゆめ・みらい基金を年々食い潰している状況であります。

令和4年度からは、シャワーヘッドを返礼品に追加したことにより、令和4年度は約1億1,

700万円、令和5年度は約2億4,600万円と寄附額は増えてきましたが、基金として積立てを増やせるほどにはなっておらず、年々、基金残高は減少しております。

楕円で囲ったピンクの値段で囲った部分を見ていただくと分かるように、基金全体に対するふるさと納税の依存度が高いことが分かるはずです。ここで、岬町が依存しているふるさと納税について、令和6年度の寄附額と寄附額が多い返礼品とその割合、また、そのふるさと納税の寄附金はどんな事業に活用されているかお示ください。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

令和6年度のふるさと納税の寄附額は、2億7,409万7,031円を見込んでおります。また、寄附額の多くを占める返礼品はシャワーヘッド関連の品であり、全体の約93.2%を占めております。

次に、ふるさと納税の寄附金はどのような事業に活用されているのかというところについて答弁させていただきます。

寄附金の活用につきましては、寄附者の意向に沿った事業に充当することを基本としております。以下は、令和6年度当初予算ベースでの主な活用予定についてご説明となります。

まず、町の活性化を目的とした地方創生総合戦略事業に2,313万2,000円、地域おこし協力隊事業に945万円、広域サイクルツーリズムまちづくり事業に917万8,000円を活用する予定でございます。

教育分野では、小学校給食無償化事業に2,516万3,000円、環境分野では、自転車用ヘルメット購入費補助金に20万円、電気自動車と導入支援事業補助金に90万円を活用する予定としております。また、福祉分野として、コミュニティバス運行事業に1,903万5,000円を活用する予定にしております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 令和6年度についての活用状況を回答いただきましたけれども、それ以前もね、コミュニティバスとか子ども医療費助成など、ずっと継続的に行わなければならない多くの住民の生活に直結した事業に活用されているというのが、今で分かりました。言い換えればですよ、これらの事業を継続するためには、ふるさと納税の寄附額を今以上に増やしていかなければならないということですね。つまり、ふるさと納税にかなり依存している状況と言えるはずです。それでは、ふるさと納税の使い道指定ごとの累計寄附額と、それぞれの活用金額をお示ください。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

寄附累計額につきましては、令和6年度の決算見込みに基づき、また、経費につきましては、国が示す50%としてご説明いたします。また、活用金額については、令和5年度までの決算額と令和6年度の当初予算額を合わせた金額を分野別にご説明いたします。

このことから、松尾議員の資料の次に説明のある数値のパーセントと、あと、決算額については、令和6年度の当初予算額を計上していますことから、変更になることをご理解ください。

まず、子育て分野では、寄附額が6億2,180万5,900円であるのに対し、活用額は2億1,872万1,849円となっております。

次に、福祉分野では、寄附額が1億7,811万5,502円に対し、活用額は5億8,240万5,797円となっております。

教育分野では、寄附額が1億5,735万2,000円に対し、活用額は1億9,080万8,233円となっております。

環境分野では、寄附額が1億9,647万5,244円に対し、活用額は4,371万9,641円となっております。

地方創生分野では、寄附額が1億1,820万8,778円に対し、活用額は2億9,296万3,438円となっております。

深日航路再生分野では、寄附額が4,367万9,394円に対し、活用額は4,363万5,331円となっております。

また、その他の分野として、寄附額が1億4,057万1,529円に対し、活用額は1億1,912万6,800円となっております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 これね、非常にショッキングな情報と私は見ているんですよね。

資料10をご覧ください。

先ほど言われたことをグラフにしたのが、これなんです。一番ショッキングなのがね、子育て分野に使ってね、指定してきた寄附者がですよ、寄附した総額に比べて、実際に町政がね、子育てに活用した割合が約3分の1ほどしか使われていないという事実なんです。逆にね、福祉へその残りを流用していたということなんです。これはね、ふるさと納税の寄附者が指定した使い道とおりの事業に活用されていないということなんです。これはね、町長がよくね、子育て政策の充実と言われていることと実際の使われ方が全く違うことになります。岬町に寄附していただいた方の思いに応えられていないということではないのでしょうか。使い道指定ごとのね、

返礼品などの経費を除いた累計寄附額と活用額に大きな差があり、分野によってはね、累計寄附額を超えて活用しているという、これは福祉ですよ、事実。岬ゆめ・みらい基金条例では、第3条寄附金の使途指定について、第1項、寄附者は全国全町、各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。第2項、この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、町長が当該事業の指定を行えるものとするとなっています。寄附者の指定どおりに活用されていないように思いますが、適切な運営に、これはなっているのかお答えください。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

岬ゆめ・みらい基金条例第11条の規定に基づき、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定めることを規定しており、毎年、決算時に個性豊かな活力あるまちづくりの目的達成に必要と認める事業に充当しており、適切に運用しております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 事業間のね、財源流用については、適切な範囲で調整できる旨を定めていることとのことですが、先ほど説明させていただいたとおり、条例において、寄附者は自らの寄附金を財源として、実施する事業をあらかじめ指定できる。事業の指定がない寄附金については、町長が当該事業の指定を行うと定められているんですよ。しかし、実際は、寄附者が指定しているにもかかわらず、多くの寄附金が第11条の規定により、町長の判断で充当する事業を決めているんです。しかも、子育てに寄附された金額の3分の1、逆に、福祉に寄附された金額の3倍もの財源流用がなされている。これは適切な調整の範囲なのか。適切な運用とっていいものなのか。これね、正直、大きな疑問、大きな問題と私は感じております。

この問題はね、引き続き調査するとして、次に、資料11をご覧ください。

ちょっとすみません、モニターには映せないです。資料をご覧ください。

岬町においては、新たな事業を実施してなかったとしてもね、令和11年度までに約11億円、不足することが試算されており、この財源確保を図らなければならない状況でありね、この資料は第4次集中改革プラン目標効果額の内訳を示しております。黄色で示された部分の新たな収入の確保、これは広告収入とふるさと納税について、5年間の目標効果額が2億7,560万円で、これは全体の25%と大きな割合を占めております。

第4次集中改革プランにおいて、新たな財源確保として広告収入、ふるさと納税の確保を図るとされており、令和7年度から令和10年度で毎年6,210万円の増額を見込んでおりますが、

その算出根拠をお答えください。

○坂原正勝議長 財政改革部財政改革課長、中塚嗣泰君。

○中塚財政改革課長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問のありました改革項目、新たな収入の確保につきましては、広告収入などの新たな収入の検討、ふるさと納税につきましては、広報活動や謝礼品の充実により、寄附額の確保を図る取組でございます。

令和7年度以降の効果額の算出につきましては、広告収入につきましては、検討事項として効果額は見込んでおりませんが、ふるさと納税につきましては、直近の決算であります令和5年度の寄附額2億4,600万円に対し、令和7年度当初予算額であります3億7,030万円との差額、1億2,430万円を取組による寄附額の増収と見込み、そのうちの50%を謝礼品の経費を含めた事務費と想定し、残りの50%であります6,210万円を各年度の効果額と見込んでおります。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 令和6年度のふるさと納税寄附額約2億7,400万円のうち、シャワーヘッド関連が、全体の93.2%とかなりシャワーヘッドに依存している状況であり、令和5年度から令和6年度の増加額は約3,000万円なんですね。このような状況で、本当にさらに1億円も増やすことができるのか。こういった返礼品で幾らの増額を見込んでいるのか、もう一度お答えください。

○坂原正勝議長 しばらくお待ちください。間もなくお昼になりますが、休憩はこの質問が終わってからにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税は全国的に拡大しており、令和5年には寄附額が初めて1兆円を超えております。これは、制度の認知度の向上と利用者の増加が背景にあるとされております。こうした状況から、本町においても、今後さらなる寄附の増加が見込まれます。

本町の令和6年度の寄附額については約2億7,400万円に増加しておりますが、そのうち、93.2%がシャワーヘッド関連によるものであり、特定の返礼品への依存度が高い状況です。こうした中で、さらなる寄附額の増加を目指し、地域活性化起業人制度を活用して、民間人材を受け入れ、新たな返礼品の開発や既存品の魅力向上に加え、プロモーションの強化を図り、寄附者ニーズの分析、地元事業者との連携、そして、企業版ふるさと納税の推進といった取組を進め

る予定でございます。これらにより、令和7年度には寄附額をさらに1億円を増加させることを目指しております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、地域活性化起業人制度を活用するとのことですが、昨日の瀧見議員の質問においてね、当初、さとふるに紹介してもらう予定ができなくなったことの中で、今からね、紹介先を探したり、公募を行うとの答弁がありましたけれども、ふるさと納税の寄附のピークは年末ですが、今からね、地域活性化企業人を探す状況で、本当に今から1億円って達成できますかっていうことを言いたいんですよ。正直、非常に厳しい状況と思うんですが、もうこれはね、もう要望しかありません。早急に探していただきね、目標を達成いただきたい、これを申し上げておきます。

また、新たな財源確保としてね、町有施設のネーミングライツ実施検討と庁用備品等のフリーマーケット出品による収入の確保というのも上げられております。時間の関係上、ちょっともうこれはね、飛ばしていききたいなと思います。

今回のテーマの最重要のテーマである財源確保のところで、私のほうから新たな財源確保の仕組みをね、提案させていただきたいなと、このように思います。それがね、NFTというものを活用したデジタル住民票なんですね。なかなか聞き慣れない言葉でだと思いますが、それでは、資料12をご覧ください。

資料12ですね、これは3月議会の会派代表質問で私がお伝えしましたかせぐ課なんですよ。かせぐ課のある山形県にあるね、人口4,600人の小さな町、西川町というところの取組です。

NFTとは、偽造不可能なデジタルデータのことです。替えが効かないので、唯一無二の価値を持たせることができるというものです。西川町のNFTの種類として、デジタル住民票、そして公共施設の命名権、あと、首長の講演チケットなどがね、用意されております。これは一口1,000円で、公募開始僅か1分で販売数量を上回る購入申込みがあったそうで、販売数量の13.4倍の購入需要があったということなんですね。

デジタル住民票を獲得した人は、様々な特典が得られる仕組みとなっております。西川町の特典としてはね、温泉の無料利用券や町内施設を無料で使えることなどがあり、それによりね、実際に現地へ来てもらえて、交流人口の創出につながっているということなんです。

具体例を挙げますと、これによるね、西川町にある温泉の生涯利用者が人口の約半分に上るなど、実際にこれで交流人口が確実に増えている結果につながっているとおっしゃっております。

ふるさと納税では、返礼品を受け取って、これで終わりですよ。でも、デジタル住民票は、

施設利用とかといった特典を目当てに、実際に現地へ来てもらえるメリットがあります。これを岬町に置き換えると、遠く離れた地域にお住まいの方が岬町にわざわざ来ていただけるということなんですよね。

西川町が、自治体でこれを導入したのが初めてですけれども、大阪府ではね、もう既に羽曳野市などがね、実際に導入されているということなんです。年々、導入されている自治体が増えてきているということです。

ふるさと納税の場合には、特産品を開発しなければならないために、時間もかかるし、特産品を開発してくれる人を発掘しなければならないですね。しかし、デジタル住民票は行政が自分で稼ぐ仕組みとしてつくることができるんです。岬町でも独自のNFT制度をつくって、直接のね、財源確保から岬町のファンづくりによる交流人口の増加、そして地域活性化へのビジョンを私はね、描けていると思っています。描けますけれども、町行政もそんな挑戦する考えはないかなという問いでございます。最後、お答えください。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

持続可能な財政運営のためには、新たな財源確保策の構築が近々の課題であると認識しております。また、より多様で安定的な収入源の確保が求められており、今後は財源の複線化を図る必要があると考えております。

ご提案のデジタル住民票につきましては、NFT技術を活用し、関係人口の拡大や地域への寄附、応援を促進する新たな手法として、近年先進的な自治体において導入事例が見られるようになってきております。具体的には、自治体が発行するデジタル住民票により、地域外に居住する方々とも継続的な関係性を築きながら、返礼品に依存しないふるさと納税の新しい形を実現する取組や、NFTを通じたイベント参加証、限定コンテンツの提供などにより地域とのつながりを深める事例も確認されております。本町においても、こうしたデジタル技術を活用した関係人口の創出や財源確保の可能性について、他の自治体の先進事例を参考にしながら、導入による効果や課題を慎重に見極めた上で、持続可能な地域運営につなげていきたいと考えております。しかしながら、コンテンツが少ない本町においては、その導入は現時点では難しいものと認識しております。

今後も新しい安定した経済財政運営を目指し、新たな財源確保策の検討を進めるとともに、先進事例の調査・研究に努めてまいります。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 コンテンツはね、つくりましょうよ。一個もできていないから、つくるんですよ。つくるもんなんですよ。つくった上で、このNFTを活用しようよっていうことなんですよ。

町長もね、もう財源確保の妙案ということで、私、これ、二つね、ごみとこの件とを持ってきました。まだ提案したいことがたくさんあります。できるんですよ。できるんですよ、やっていないだけなんですよ。これ、あとね、ネーミングライツとかフリマ出品とかっていうところもあるんで、そこもちょっとね、時間の許す限り、私の考えをね、述べさせていただこうと思います。

近隣市町でもね、ネーミングライツに限っては、募集を行って一部の施設で実際に導入しておりますけれども、これね、やったとしても、年間数十万円の効果だと思うんですよ。大きな収入源にはつながっていないのが実情だと思います。しかも、ネーミングライツは企業の広告のためのものであり、町内会から多くの方が利用されたり、交通量の多い場所など、たくさんの人の目に触れる施設でなければ、導入してもらうことは難しいです。こういった点からね、岬町では、今ですよ、なかなか難しいのではないかなと私は率直に思うところがございますが、でも、少ない効果額かもしれないけど、取り組んでいく姿勢は私は評価したいなと思います。

あと、フリマ出品についてもね、一番有名なフリマサイトであるメルカリショップがありますね。2025年4月時点では、58自治体が活用しており、近年、活用する自治体が増えています。しかし、2024年で自治体販売額トップの静岡県三島市というところがあるんですけど、この売上げは146万9,500円でありね、ほとんどの自治体が100万円にも満たない状況なんですよ。いずれの取組も、なかなかね、大きな財源確保につながるというものではないですけれどもね、厳しい厳しい厳しい財政現状況の中、財政状況の中ね、もうとにかくいろんな取組を行って、少しでも財源確保に努めていただくことを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○坂原正勝議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

それでは、休憩します。

(午後 0時06分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

初めに、先ほどの松尾議員の質問に関連して、理事者から発言の申出がありますので、これを許可します。

しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 先ほどの松尾議員の一般質問の中で、町長が岬町廃棄物減量等推進審議会を開催する必要があるといったことについてご答弁させていただきます。

平成24年3月14日の厚生委員会におきまして、奥野議員からのご質問で、家庭系ごみの有料化について、審議会の答申を受けたものについて無料化するに当たり、再度、審議会を開催しなくてよいのかというご質問に対し、町長は、ごみの無料化は私の公約であり、ごみは基礎自治体の固有の事務で、税を受けている間は行政が行うべきであることから、諮問をして答申を得るべきではないという判断で審議会を設置する必要があると言っているものでございます。ごみの減量化について、審議会を開催しなくていいという趣旨で発言したものではありません。

○坂原正勝議長 それでは、引き続き、一般質問を再開します。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

今回の私の一般質問では、デマンド交通による快適で効率的な公共交通の実現について、そして、公民館・図書館等整備事業について、こちらの2点について質問させていただきます。

まず、一つ目の質問です。

一つ目は、デマンド交通による快適で効率的な公共交通の実現についてです。

岬町では、住民の移動手段としてコミュニティバスを運行しており、ふだんから通勤通学、買物、通院などに利用されており、住民の生活には欠かせないものとなっています。そんな中、電車との乗り継ぎや待ち時間、運行経路、ダイヤなどについて、毎年住民から多くの改善や見直しを求める要望が出ています。これに対して行政もできる限り要望に応えようと、日々努力されていることは重々承知しております。毎年のようにダイヤ改正や運行経路の変更・見直しなど、本当に大変だと思っています。しかし、コミュニティバスの利用者の方は、住んでいる場所、利用時間、利用方法など様々であることから、要望も多岐にわたっており、全ての要望を満たすことは困難な状況かと思います。そこで、令和5年3月議会でも提案させていただきましたが、全国でも導入が進んでいるデマンド交通、こちらの導入について、改めて質問させていただきたいと

思います。

まず初めに、現在のコミュニティバスの基本線と乗り継ぎ支線の運行方法と利用者数について回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

現在、本町が運行主体となって、自家用有償旅客運送方式により運行しておりますコミュニティバスには、基本路線と乗り継ぎ支線の運行路線があります。

基本路線は望海坂地区から小島地区まで、府道752号及び府道岬加太港線といった主幹線道路を主に運行し、往復約31キロメートルを運行しております。

乗り継ぎ支線は、みさき公園駅から道の駅を経由し、淡輪別所地区、13区方面、淡輪ヨットハーバーから黒崎方面を運行する淡輪ルート、みさき公園駅から15区、14区、18区方面を運行する「みさき公園駅・淡輪駅ルート」と上孝子からオークワ前、オークワ前から多奈川東畑地区を経由し、西畑方面からみさき公園駅まで運行する「孝子多奈川東畑・西畑・みさき公園駅ルート」の2ルートを運行しております。以前のように、単独の、5ルートに変更を予定しております。

バスの利用者数は、令和6年度では基本路線10万5,805人、乗り継ぎ支線1万3,400人、合計11万9,205人となっております。

令和5年度と比較しますと、基本路線では9,481人の減、乗り継ぎ支線では749人の増、合計で8,732人の減という状況です。

また、令和6年度の基本路線の1便当たり乗車人数は8.8人、乗り継ぎ支線は1.4人となっております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁によりますと、基本路線については、令和6年度において前年度よりも大幅に減少しているものの、1便当たりの乗車数は8.8人と、まだ多くの方に利用されており、乗り継ぎ支線については少し増加しており、1便当たりの乗車数は1.4人とのことでした。

次に、コミュニティバスの老朽化について伺います。

3月14日の岬町地域公共交通会議にて、運行委託業者である野鉄観光株式会社より、コミュニティバスの老朽化に対する懸念と車両更新の要望が伝えられていました。老朽化により、足回りの故障が多く、小島へ行く道においては、海の塩が巻き上げられることでダメージが多いため、

防潮堤の設置を要望しているが、実施されない。また、路線バス用の構造ではないため、ドアの開閉の多さを想定していたものではないため、ドアの故障も多い。和歌山県海南市の運行では大規模修繕に1か月かかったことがあり、そのような場合の代車は準備されているのか。同時期に2台、使えなくなってしまう場合には運行できなくなってしまうため、以前から行政と話をしているが、バスの更新について考えてほしいといった内容でした。

そこで、伺いたいします。コミュニティバスの老朽化の状況と更新予定について回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

バス車両は平成28年4月の自家用有償運送による運行当初は、基本路線を29人乗りのマイクロバス2台、乗り継ぎ支線を14人乗りのワンボックスカー2台で運行しておりました。しかし、基本路線では、29人乗りのマイクロバスの乗車定員が少ないことや、高齢者の方では乗降が不便なことから、小型ノンステップバス車両を令和3年と令和4年に順次、2台を新たに導入しております。

基本路線は33人乗りの小型ノンステップバスと29人乗りのマイクロバスをローテーションしながら、平日4台、休日3台で運行しております。また、乗り継ぎ支線は平日・休日とも、14人乗りのワンボックスカー2台、10人乗りのワンボックスカー1台をローテーションしながら運行しております。

基本路線では、平日は往復38便、休日は往復22便を運行し、年間約18万2,000キロメートルを走行しております。乗り継ぎ支線では、平日は10便、休日は9便を運行し、年間約10万2,000キロメートルを走行しております。

基本路線の29人乗りのマイクロバスの走行距離は、2台とも39万2,000キロメートルを走行しております。また、乗り継ぎ支線の14人乗りのワンボックスカーは、1台が33万キロメートル、もう1台は29万7,000キロメートルを走行しているという状況です。

令和3年及び4年に導入した33人乗りの小型ノンステップバスは、いずれも19万キロメートルを走行しておりますが、29人乗りのマイクロバスとローテーション運行を行うことで走行距離を抑え、負担の軽減を図っております。

29人乗りのマイクロバス及び14人乗りのワンボックスカーを新たな車両に交換するには多額の費用、29人乗りのマイクロバス、1台当たり約2,500万円、14人乗りのワンボックスカー、1台当たり約1,000万円が必要となります。バスの老朽化に伴うバスの更新は、適

切に更新していくことが望ましいと考えますが、バスの更新費用は、さきに説明しましたとおり、多額の費用が必要となり、本町の厳しい財政状況を鑑み、現在のところは適切な点検・整備を行い、安全性を確保した上で、できる限り長寿命化を図り、住民の移動手段として欠かせないバス運行を継続してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によりますと、基本路線のマイクロバスが、2台とも39万2,000キロメートル、乗り継ぎ支線のワンボックスカー2台は、それぞれ33万キロメートル、29万7,000キロメートル、令和3年及び令和4年に導入した一番新しい基本路線の小型ノンステップバス2台が19万キロメートルとの回答でした。

走行の仕方にもよると思いますが、マイクロバスの寿命の目安として、走行距離50万キロメートルという情報もあります。車両の更新には、マイクロバスは2,500万円、ワンボックスカーは約1,000万円と多額の費用がかかるため、厳しい財政状況を鑑み、できる限り長寿命化を図っていくとのことですが、野鉄観光株式会社が言うとおおり、複数台が同時に使えなくなってしまうたら、運行自体ができなくなってしまう。また、住民が安心・安全に利用するためにも、適切な点検・整備を行い、安全性を確保するのは、こちらは当然のことながら、老朽化による故障リスクも考えながら、計画的に車両更新をいただくよう要望いたします。

次に、今回の質問のテーマであるデマンド交通について伺いたいします。

全国と大阪府での導入実績、実証実験の状況について回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

デマンド交通の導入実績は、全国では令和2年3月末時点で566自治体、大阪府内では、令和6年度末で13団体となっております。また、導入団体では一定期間の実証実験を行った後、本格運行を行っております。

実証実験の状況ですが、近隣では阪南市が令和5年1月5日から2月28日までの54日間、泉南市では令和6年2月2日から3月22日までの36日間、熊取町では令和4年9月15日から11月14日までの58日間、A Iを利用したオンデマンド交通の実証実験を行っております。しかし、いずれも本格運行には至っておりません。また、貝塚市が、本年12月26日までの期間で、一部地域においてデマンド交通の実証運行を実施中でございます。豊能町では、デマンドタクシーの実施中ではありますが、一部の地域において、本年3月1日から31日まで、A Iを活用したオンデマンド運行の実証実験を行っております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁にありますとおり、全国では令和2年3月末時点で566自治体、大阪府内では令和6年度末で13自治体、また、導入自治体では、一定期間の実証実験を行った際に本格運用を行っているとのことでした。

なお、全国においては、平成25年度には311自治体だったものが、令和2年3月末時点で566自治体まで増えたということになります。また、大阪府内でも13自治体が導入済みであり、近隣でも、まだ本格運用には至っておりませんが、実証実験を行う自治体が増えている状況かと思います。そんな中、岬町においてのデマンド交通の検討状況はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

全国的な高齢化やマイカーの普及等により、バス利用者の長期的な減少から、利用者が少ない路線では、バス事業者が撤退せざるを得ない状況となっております。一方で、住民の移動手段確保のため、コミュニティバスを導入する地方自治体が増加しております。しかし、コミュニティバスの拡大が自治体の財政負担に影響を及ぼし、バス路線を確保・維持していくことが困難な自治体も出てきております。このような状況の中、財政負担の軽減や公共交通空白地域の解消に向け、デマンド型交通を導入する自治体が急増しております。

デマンド型交通は路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度などの組合せにより、様々な運行形態が存在します。導入する地域の移動需要や地形、道路状況等の違いにより、適切な運行形態は異なってきます。しかし、デマンド型交通を導入することが全ての問題を解決してくれるという認識で、運行形態などを十分に検討することなく導入を決定した結果、失敗した事例もございます。

本町では、自家用有償運送の導入当初に、乗り継ぎ支線にタクシー車両を利用したデマンド交通の導入を計画したことがありました。しかし、当時はデマンド交通の導入事例も少なく、定時・定路線との経費面での比較やタクシー車両を利用することに対する抵抗感などから、導入には至らなかったということがありましたが、デマンド型交通の導入の検討に当たり、デマンド型交通の特徴や分類を整理し、既にデマンド型交通を導入、あるいは実証実験を行っている自治体の運行方法などを調査・研究を行っております。

また、交通会議のメンバーでもあります大学教授をはじめ、運輸局、大阪府、交通事業者などにご協力をいただき、実際の事例や直面している問題などを通じ、デマンド型交通の導入がもた

らす財政状況への影響や住民の利便性など、解決する課題は山積みしていると認識しており、デマンド交通の導入には、より慎重に検討する必要があると判断しております。引き続き、本町の地理的特性などを踏まえ、基本路線から遠方の地域におけるデマンド交通の導入について、慎重な検討を行ってまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁のとおり、確かにデマンド交通、これは非常に課題も多いというところもあり、地域によって、どの方式でやるかっていうところは今後、様々な形があるので、それを慎重に検討していく、それは本当に非常に大事なことだと思います。

しかし、このコミュニティバスの財政負担によって、バス路線を確保・維持していくことが困難な自治体が出てきており、財政負担の軽減や公共交通空白地域の解消に向け、デマンド型交通を導入する自治体が急増しているとの答弁ありましたけれども、これは、岬町も現在、同じ課題に直面していると思います。コミュニティバスの運行には年間約8,000万円弱、かかっています。そして、その財源は過疎債やふるさと納税の寄附額に頼っている状況です。さらには、先ほど答弁いただいたとおり、今後、車両の更新に数千万円、かかる見込みです。厳しい財政状況の中、今のままのコミュニティバスの運行を維持していくことは困難になってくるとわれ、デマンド交通といった新たな手法も視野に、公共交通の見直しを行う時期に来ていると思います。その一つが、乗り継ぎ支線だと思います。

以前から、公共交通会議やタウンミーティングにおいても、乗り継ぎ支線の利用者の少なさが指摘されており、デマンド交通への移行について提案がされております。確かに、先ほどの答弁のとおり、乗り継ぎ支線の1便当たりの利用者数は1.4人、平日は10便、休日は9便という便数を考えても、デマンド交通への移行は可能ではないかと考えます。デマンド交通へ移行することによって、利用者も自分が利用したい時間に利用でき、待ち時間やの乗り地を気にすることなく利用することができるため、利便性向上にもつながると考えます。

そこで、伺いたいします。乗り継ぎ支線をデマンド交通へ移行することはできないのでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

デマンド交通は、交通空白地域の解消と交通機関を利用しにくい地域の移動手段を確保することを目的に、バスや電車などのように、あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのはなく、予約を入れて、指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのことです。

デマンド交通は、移動したい人が移動したい時間帯に、いつでも利用できるというメリットがあります。反面、利用者が自分から予約・連絡する必要があり、高齢者にとっては複雑であったり、利用料金の負担も看過できません。

ご指摘のとおり、デマンド交通を導入することで、利用者の利便性は向上します。しかし、利用者がなくても、車両と運転手は確保しなければなりません。ハード・ソフト両面にわたって十分な検討が必要であり、あくまでデマンド交通はコミュニティバス運行改善の手法の一つであり、課題が全て解決できるわけではないと考えております。

先ほど申しましたとおり、基本路線から遠方の地域、乗り継ぎ支線を利用されている地域におけるデマンド交通の導入については、慎重に検討しておりますことをご理解いただきたいと思います。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、デマンド交通、これは利用者が自分から予約・連絡する必要があり、高齢者にとっては複雑であったり、利用料金の負担も看過できないとの答弁がありましたけれども、確かに以前のデマンド交通は前日予約が主流で、利用しづらい部分もありました。しかし、最近では、予約も30分前まで可能となっていたり、予約方法もアプリやサイトだけでなく、電話予約も可能なところが多く、利用方法が煩雑・複雑といった部分はかなり解消されてきていると思います。

また、利用料金については、現在の料金と同額というわけにないかもしれませんが、利便性が大きく向上するのであれば、ほかの自治体と同様に、一定の理解を得られる料金設定は可能ではないかと考えます。現在、慎重に検討を行っているとのことですので、しっかりと検討いただき、早期に実現できるよう、要望いたします。

次に、デマンド交通とスクールバスの併用についてお伺いいたします。

現在、多奈川小学校では、西畑・東畑・小島の児童を対象にスクールバスを導入しており、運行経費として毎年、約200万円、かかっております。今年度の対象児童は9名で、運行便数は登校時に1便、下校時は曜日によって異なりますが、1便から2便、運行していると認識しております。スクールバスは登下校といった特定の時間帯だけの運行であるため、空き時間を活用してデマンド交通と併用している自治体があります。現在、スクールバスを利用されている児童数や乗り継ぎ支線の利用者数などを考えると、併用することができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

デマンド交通は、あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて、指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスであることから、大量輸送を想定しておりません。あくまで交通不便地域、あるいは交通空白地における移動手段の確保が目的であることから、スクールバスのような定期的な輸送にはなじまないと考えておりますが、他の市町の事例もあるとお聞きしておりますので、デマンド交通の導入の検討に当たっては、運行形態や運行車両など、十分に検討してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほど答弁いただいたとおり、確かにおっしゃるとおり、デマンド交通というものとスクールバスっていうものは、運行の方法だったりとか、そういったところで大きな違いがある、そういった点からも併用することっていうところには様々な課題があるとは認識しております。しかし、このスクールバスとデマンド交通の併用については、事例としては決して多くありません。しかし、現在の多奈川小学校のスクールバスと乗り継ぎ支線の利用状況であれば、併用できる可能性というものはあるのではないかなと考えますので、ぜひ検討いただくようお願いいたします。

また、私は今回、改めてデマンド交通の導入を提案させていただいている理由の一つは、コミュニティバスの老朽化です。先ほども答弁いただいているとおり、コミュニティバスは老朽化が激しいため、早急に更新について検討しなければならない時期に来ていると思います。しかし、今後も、現在のコミュニティバスだけの運行形態であれば、単純に現行に即して車両を更新すればよいのですけれども、デマンド交通を活用できるかどうかによっては、必要な車両の種類や台数も変わってくると思います。そのため、コミュニティバスの車両更新と併せてデマンド交通についても検討を進めるべきだと考えます。

また、平成27年12月に岬町地域公共交通基本計画を策定してから、およそ10年が経過しており、令和2年度には計画期間が終了しています。その間に道の駅みさき夢灯台のオープン、みさき公園の閉園、多奈川線の減便、最近では、遠距離通学支援事業補助金の実施など、町内の公共交通を取り巻く環境は大きく変わっております。そのため、今後の社会情勢の変化や岬町の将来像を考え、持続的な公共交通の実現に向けて、岬町地域公共交通基本計画の見直しを行うべきではないでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

平成28年度からの自家用有償運送方式によるバス運送を開始するに当たり、地域公共交通会議を設置し、公共交通に関する基本計画を策定いたしました。導入から10年目となり、みさき公園の閉園や第二阪和国道開通など、バス運行を取り巻く環境は大きく変化しております。加えて、高齢化の影響によるバス利用者層の変化も否めない状況です。社会情勢の変化に伴うバス運行の在り方等について本計画の見直しは必要であると考えており、基本計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 岬町地域公共交通基本計画、こちらの見直しを図っていくとの前向きな答弁、ありがとうございます。

この地域公共交通というものは、住民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。また、単なる移動する手段というだけではなく、住民が家の外に出て、岬町のいろんな場所や人とをつなぐことで、住民の暮らしを豊かにするものです。さらには、町外から岬町を訪れた人と地域支援をつなぐことで岬町の魅力を伝え、関係人口や交流人口を増やすことにもつながります。

持続可能な地域公共交通を目指すには、地域の特性やニーズに合わせて自らがデザインし、状況に応じて柔軟に再構築していくことが重要です。岬町の未来のまちづくりにとって絶対に切り離すことができないとても重要なものです。岬町でも、これまで様々な計画が作成されておりますが、計画をつくるのが目的ではなく、目的を達成するために計画をつくるんです。決して形だけの計画にならないように、計画策定においては十分な体制をしっかりと整えて、そして、関係機関とも連携して協議を行っていただき、岬町の発展につながるような実効性のある計画を策定いただくよう強く要望し、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、二つ目の質問です。

二つ目は、公民館・図書館等整備事業についてです。

公民館・図書館等整備事業は、皆さんもご存じのとおり、新たなみさき公園整備事業と同様に、住民の多くが期待する期待が大きい事業です。私は昨年の3月議会、12月議会でもこの事業について一般質問し、令和7年3月議会には、松尾議員と新たに結成した会派、みさき新時代の会派代表質問でも松尾議員が質問しております。なぜ、これだけ何回も質問するのか。それは、この事業がほとんど進んでいない、そして、町としてこの事業を本気で進めようという思い、考え、動きが全く見えないからです。

当初は昨年度に基本計画を作成する予定となっておりましたが、実際には6月11日に庁内検

討委員会を1回、2月に作業部会を1回の計2回、1年間に役場内での会議をたったの2回、開催しただけです。当然そのような状況で基本計画が策定できるわけもなく、3月議会の補正予算で残念ながら基本計画策定に予算が減額計上されてなくなり、令和7年度には予算は何もついておりません。

そこでお伺いいたします。令和7年度はどのような体制で、どんな会議を何回ぐらい開催し、今年度中にどこまで検討を進める予定でしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にお答えします。

今年度の体制につきましては、昨年度と同様、事務局は教育委員会事務局生涯学習課で、庁内におきましては、庁内検討委員会作業部会で進めさせていただき、外部の方のご意見を伺う場合は、別途、検討委員会を立ち上げる予定でございます。

今後の会議についてでございますが、令和7年3月議会の会派代表質問において一部ご答弁をさせていただいておりますが、担当課といたしましては、引き続き、立地と規模について庁内で十分な検討を行い、庁内の検討結果をもって、住民をはじめとした外部の方のご意見を慎重に伺う機会を設けたいと考えております。つきましては、先に申し上げましたプロセスを慎重に進めたく存じますので、回数についての具体的な回答は差し控えさせていただきたく存じます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によりますと、昨年と同様に、事務局は生涯学習課、こちらが中心になって、あとは庁内検討委員会で作業部会、あとは外部の検討委員会も設置していった進めていくとの答弁でした。

これは多分、昨年度と同様の体制での進め方ってということかと思います。以前から、こういった公民館・図書館等整備事業といった大規模な事業を進めるには様々な知見が必要であるため、全庁的なプロジェクト体制を構築する必要があると指摘してきておりますが、令和7年度も昨年度同様に、生涯学習課が中心となって進めていくとのことでした。また、引き続き立地と規模について庁内検討を行い、その結果をもって住民をはじめとした外部の方の意見を慎重に伺う機会を設けるとのことですが、何回ぐらい会議を行い、今年度中にどこまで検討を進めるのかといった質問に対しては回答を控えるとのことでした。それでは、2月に作業部会を開催してから既に4か月近く経過しておりますが、その後、何か検討は進んでいるのでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にお答えします。

作業部会を開催して一定の時間が経過しているところは、担当課としても認識してございます。作業部会で頂いたご意見をもとに議論を進める予定でございましたが、これまで頂いたご意見と併せた上で議論を行うべきと判断いたしました。現在のご意見を併せ、次の段階へ進める十分な検討材料をつくるべく、鋭意努力しているところでございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 これまでの意見と併せ、次の段階へ進める十分な検討材料をつくっているとのことですが、先ほど述べたように、既に前回の作業部会から4か月近くも経過しております。具体的にどんな検討材料をつくっているのでしょうか。また、次はいつ、どんな会議を開き、何について検討するのかは決まっているのでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にお答えします。

さきのご答弁の繰り返しになりますが、現在のご意見を併せ、次の段階へ進める十分な検討材料をつくるべく、鋭意努力しくしているところであり、次回の会議の予定は未定でございますが、内容につきましては、立地を中心に検討しているところですので、立地についての検討となる予定でございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 次回の検討する内容というところは、立地というところが中心になるとの答弁でしたが、前回の作業部会から4か月たっている、こういった状況であるのにも、次の会議予定がまだ未定という回答でした。正直、本当にこんな状況でこの事業を進めることができるのか、本当に疑問でなりません。

やはり、以前から指摘させていただいているように、生涯学習課が現在、事務局となって、今、中心でやっているという体制ですけれども、やはりもっと全庁的なプロジェクト体制、これをつくる必要があるのではないかと考えます。

昨年と同じような進め方をしているように思われますが、このままで本当にこの事業を進めることができるのでしょうか。そして、昨年度のように、庁内の会議だけで終わってしまう、そんなことはないのでしょうか。双方、懸念されていることですので、回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にお答えします。

基本計画の策定には様々な知見が必要と考えてございます。現在も庁内検討委員会や作業部会

で庁内の様々な部署からの応援をいただいているところでございます。今後の事業の進め方や体制につきましては、都度都度検討し、対応してまいりたく存じます。

担当課といたしましては、引き続き、立地と規模について庁内で十分な検討を行い、庁内の検討結果をもって住民をはじめとした外部の方のご意見を慎重に伺う機会を設けたいと考えてございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私が質問したこと自体には具体的な回答と少しずれているのかなとは思ったんですけども、担当課としては、生涯学習課が中心の事務局となりながらも、当役場庁内での作業部会、庁内検討委員会、そういったところから応援をもらいながら、今、一生懸命進めている状況という、そういった回答かと思います。

詳しい内容については、なかなか答弁いただくのは難しいのかなとは思いますが、町として本気でこの事業を前に進めようとするのであれば、やはりもっと積極的に全庁的なプロジェクト体制の構築であったりとか、進め方についてもしっかりと考えていただき、何とでも少しずつでも前に進めていただくよう強く要望いたします。そして、決して昨年度のように、庁内の会議を数回、開催しただけということ、こういったことにはならないように、それだけは強く要望したいと思います。

次に、現在、検討されている立地についてお伺いしたいと思います。

2月の作業部会では、立地について検討を行ったと伺っておりますが、具体的にどのように検討し、どのような場所が候補地に挙がったのでしょうか、回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にお答えします。

前回の作業部会はグループワーク形式で行われ、立地についての検討を行いました。候補地を検討するに当たり、新たな発想も取り入れたいと考えましたので、町有地に限らず、民有地も含めた町内全域を対象に検討を行いました。

具体的な候補地につきましては、町有地では岬町スポーツ広場、淡輪小学校のプール跡地、夕野池町民交流広場といった従来から候補として挙げられていた場所に加え、青少年センター、文化センターが挙がりました。そのほか、民有地の候補が挙がりましたが、民有地につきましては利害関係につながりますので、ご答弁は差し控えさせていただきたく存じます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今、お答えいただいた候補地、以前にお聞きしたものと、そうじゃない、新たに

青少年センター、文化センターというところも挙がってきましたけれども、先ほど挙げられた候補地、こちらにみさき公園が含まれておりません。当然、以前から、立地については住民から圧倒的にみさき公園の要望が多いということは認識していたはずですが、このみさき公園が候補地に含まれていない。ということは、この作業部会では、みさき公園という意見は全く出なかったということでしょうか。それとも、前提として、みさき公園を除いて検討を行ったということでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にご答弁させていただきます。

作業部会での候補地につきましては、町内全域を対象にしたということで、みさき公園を特別外したということとはございませんが、特に候補地として名前は挙がってはきておりません。

みさき公園につきましては、令和7年3月議会の会派代表質問においてご答弁させていただいておりますとおり、みさき公園の指定管理者が管理されているPFI事業区域の計画を見守ってまいりたいと担当課としては考えてございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、特にみさき公園を前提として外しているわけでもなく、けれども、みさき公園というのが候補地として役場内の作業部会では出なかったということかと思えます。これ、すごく意外なんですね。いろんな基本構想を策定する段階でも、住民さんからアンケートを取っており、その中でもみさき公園という声が出ていますし、我々議会のほうが公民館・図書館建設検討委員会、これでの住民等公聴会でのアンケートは、みさき公園という要望が多いこと、これは何度もお伝えしているはずですが、しかし、役場内での作業部会で、みさき公園というところが候補地として1回も挙げられていない、これは非常に残念だなと思えます。その理由は特に分からないですけれども、しかし、やはりこういった声が住民から多いということとは、これは行政ももちろん認識されているはずだと思います。

候補地として圧倒的に住民から要望が多いのは、これはみさき公園です。ここでお聞きしますけれども、町として、このみさき公園を候補地、あくまで候補地です。必ずここにしてくださいというわけではなくて、今後、検討する中での候補地として含める考えはあるのでしょうか。考えがあるのかないのか、明確にお答えください。よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員のご質問にお答えします。

繰り返しのご答弁になりますが、みさき公園の指定管理者が管理されているPFI事業区域の

計画を見守ってまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 昨年度、12月議会でもね、こんな感じのやり取りがあったんですけども、問の回答になっていないんですね。私が聞いているのは、町として、みさき公園を候補地に含める考えがあるのかないのか。あるかないかっていうところで明確にお答えいただきたいという、そういう質問なんですね。しかしね、先ほどの答弁からすると、なかなか担当課で今、お答えするのが難しいのかなという状況かと思いますので、これについては町長にお答えいただきたいとします。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

みさき公園は、もともとPFI事業法により現在の事業者と契約しております。その中で公園計画が提出されております。その公園計画に基づく詳細な計画や資料が出てこない限り、我々としてはそこへ公民館や図書館を建設するとか、そういう位置付けは今の段階ではできないんじゃないかと思います。要は、みさき公園の計画を実現させるということが先にありますので、公民館・図書館の件については、先程担当が申し上げたように、その他の場所を検討しているところですので、公民館・図書館をみさき公園の中に建てるか建てないかということについては、今、事業者が考えている内容がまだ提出されていけませんので、提出された段階で、もし考える余地があるのであれば、そこで新たに検討したらどうかと思います。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの町長の答弁によると、まずはやっぱり事業者さんのほうがPFI事業としてみさき公園の事業、こちらを進めていて、提案が来てからでないと、そういったところに対しての協議することは難しいという、そういった意味合いの答弁だったというふうに私は認識しています。そうなったときに、以前から私、これは何回もお話しさせてもらっていると思うんですけども、以前に事業者さんのほうは、町のほうから提案があった際には前向きに検討したということをおっしゃっています。その中で、このみさき公園事業が今、確かに岬町として最も重要な事業というところで、そこでの事業者さんからの、町長が以前から求められている様々な資料というところ、その中には実際に設計の当初だったりとか、そういった部分も含まれていると思うんですけども、それがいい中で協議することが難しいっていうようなことかと思うんですけども、逆に、そういったものが、じゃあ、提出された後には、逆にそれを協議するって

うことが難しくなっていくんじゃないかなと私は考えるんですね。なので、今、そういった形で、みさき公園事業者からの資料が出てくる前にも、一度そういったことが検討できるかどうかという協議自体は、やはり難しいのかどうか、改めて、これも町長のほうがいいですかね。町長のほうにお願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

議員、ご承知のとおり、みさき公園の問題で今、もう住民にこれだけご迷惑をおかけしているわけなんですよ、問題は、ある程度、平面的なパースのようなものはできていますけれども、詳細な立面図などは、できていない。まだ私どもの手元に入っていないのが事実であります。、そこへ公民館・図書館を入れるよう、町から要請したとした場合、計画変更になるわけなんですよ。計画変更は認めないということを言っています。ですから、事業者のほうが一先、現在、立てている計画の詳細資料などを提出してもらって、その中で、スペースがあるのであれば、我々としては検討の余地はあるかと思うんですが、現在の計画ではもうそのスペースはないと私は思っていますし、もし、そこへ入れるとしても、大阪府なりと都市公園法の問題も十分検討する必要があると思います。この議論は今すべきじゃないのかなと私は思っています。まず、事業者の計画をしっかりと出していただくということが先決ではないかなと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 それでは、逆に、事業者からそういった町長がこれまでずっと求められているような資料が出されて、その後であれば、住民からこういった公民館・図書館というものをみさき公園に設置してほしいという要望があるんだけど、そういったことは今から協議することが可能なのかどうか、出てきた後にそういった話をする事ってというのは、それはできるんですかね。それはもう事業者からそういった提案があった後にも、もうそれは協議するのは難しいってことですかね。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

現在、住民に公表している、変更後の公園計画に基づく、設計図書など資料が提出されてきた中で、その計画の中で、スペースが別にあるとするなら、やはり検討する必要もあるかなということをお伝えしたと思いますが、今の段階で、この公民館・図書館をそこに計画してくれとか、そういったことを今、議論すべきでないなというふうに思っております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 実際に今、事業者からの提案がない中で、今、いろいろ話をするのは難しいのかなというところ。では、実際に出てきたものはどういったものなのかというか、見えない中で議論するのは難しいのかなというところは、町長の答弁を聞いていても思うんですけども、これはなかなかね、話をしても答えが見えないところなので、あまり深くこれ以上、質問することを避けたいと思うんですけども、住民が、やっぱりみさき公園に公民館・図書館を設置してほしいというこの声がやっぱり大きいところ、これっていうのは、やっぱり無視はあまりできないとは思うんですね。それができるできないかというところ、そこはね、実際に事業者さんが協議をしていない段階なので、明確にお話しできないのは分かるんですけども、この声っていうところをどういった形で取り入れて反映していくか、実際できるかどうか分からないんですけども、候補地として今、入っていないっていうこの事実、これっていうのがやっぱり住民さんの声っていうところをしっかりと受け止めているのかというところ、ここがやっぱり少し疑問かなと私自身が思っているところなので、そこは今後、もしも事業者さんとお話しできる機会があれば、一度、お話ししていただきたい、これはあくまでも私の要望になります。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○坂原正勝議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終わります。

○坂原正勝議長 日程第2、議案第28号専決処分の承認について、令和6年度岬町一般会計補正予算（第10次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部財政改革課長、中塚嗣泰君。

○中塚財政改革課長 日程第2、議案第28号、専決処分の承認について、令和6年度岬町一般会計補正予算（第10次）をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和6年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び交付金等の特定財源の確定に伴う財源更正、決算剰余金の財政調整基金等への積立て並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が

生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、令和6年度一般会計の決算見込みなどについてご説明させていただきます。

先日、内閣府が発表いたしました今年1月から3月期の内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は、年率換算で0.7%の減少となり、4四半期ぶりのマイナス成長となりました。GDPの半分以上を占める個人消費が物価高騰により伸び悩みを見せ、輸出についても、4四半期ぶりのマイナス成長となりました。次期4月から6月期については、トランプ政権の関税措置による輸出や設備投資への影響が反映するとみられ、経済成長の下押しが懸念されます。このような状況は、地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後とも、こうした動きを注視していく必要があると考えております。

次に、本町に目を向けますと、歳入についてはエネルギー、食料品価格高騰等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援のために交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を低所得の方々への給付金に活用するとともに、過疎対策事業債を有効に活用することで財源の確保を図るとともに、岬ゆめ・みらい寄附金につきましては、昨年度以上のご寄附を頂くことができました。

一方、歳出におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加、公債費・人件費といった義務的経費が高止まりをしているなどの状況により、厳しい財政運営となりましたが、行財政改革の取組などにより、実質収支につきましては、引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

町財政は、少子高齢化の進展に伴い、厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、新しい行財政改革計画第4次集中改革プランにより、引き続き、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

令和6年度一般会計補正予算（第10次）では、歳入予算について、国庫支出金や府支出金などの交付決定や町債の借入額の決定に伴い、現計予算との差額を調整し、歳出予算におきましては、歳入予算で計上いたしました国庫支出金、府支出金、町債などの特定財源の決定に伴う財源更正を行うとともに、不用額の調整等を行っております。

不用額の主な内容といたしまして、物価高騰対応重点支援事業費の各給付金については、支給

者が見込み数を下回ったこと、予防接種経費は、昨年10月以降に定期接種化された新型コロナウイルスワクチンの接種率が見込みの率を下回ったこと、町営住宅長寿命化事業費は、入札の実施に伴う落札減によるもの、障害福祉サービス費や児童措置費などは、支給者や給付者が見込み数を下回ったことなどに伴う減額でございます。

改めまして、議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,459万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,254万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、11ページから30ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

町税といたしまして、収入見込みに伴い、994万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、固定資産税の滞納繰越分1,200万円を増額計上する一方、譲渡所得に係る所得割の減少などに伴う個人町民税の所得割1,320万円を、地価の下落などに伴う固定資産税（土地）の830万円をそれぞれ減額計上いたしております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、国から示されました地方財政計画の伸び率や地方財政対策等を参考に予算計上いたしておりましたが、交付決定に伴い、合計で449万5,000円を減額計上いたしております。

主な増減といたしましては、株式等譲渡所得割交付金1,520万1,000円を増額計上する一方、地方消費税交付金1,964万円を、ゴルフ場利用税交付金811万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

3ページをご参照願います。

分担金及び負担金につきましては、学童保育おやつ代等、50万円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、6,538万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、激甚災害として国庫負担率が引き上げられたことによる多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫負担金5,144万5,000円を増額計上する一方、支給者数の確定等により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の合計4,927万円を減額

するとともに、社会資本整備総合交付金、町営住宅長寿命化事業につきましては、町営住宅長寿命化事業の事業費の確定により、2,978万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、1,388万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、市町村の自立化に向けた取組に伴い、大阪府市町村振興補助金1,250万円を増額計上する一方で、国庫負担率の引上げ等により、児童手当府費負担金542万3,000円を、多奈川地区多目的公園災害復旧費府費負担金497万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

財産収入につきましては、50万1,000円を増額計上しております。内容といたしましては、株式会社ジェイコムウエスト利益配当金16万1,000円を、基金預金利子の合計、34万円をそれぞれ増額計上いたしております。

寄附金につきましては、2,513万6,000円を減額計上しております。内容といたしましては、いずれも寄附金の収入見込みに伴い、多奈川地区多目的公園寄附金1万4,000円を、企業版ふるさと納税寄附金100万円をそれぞれ増額計上する一方で、岬ゆめ・みらい寄附金2,615万円を減額計上いたしております。

繰入金につきましては、5,341万3,000円を減額計上いたしております。内容といたしまして、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金5,284万9,000円を、充当事業の決算見込みに伴い、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金56万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸収入につきましては、収入見込みに伴い、3,244万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、深日・洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズムに係る広域サイクルツーリズムまちづくり事業負担金663万1,000円を、接種者数の確定に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種助成金2,474万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い1億988万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、橋りょう整備事業の決算見込みに伴い、橋りょう整備事業債（過疎対策）1,540万円を、町営住宅長寿命化事業の決算見込みに伴い、町営住宅長寿命化事業債2,720万円を、多奈川地区多目的公園災害復旧事業の財源更正に伴い、多奈川地区多目的公園災害復旧債4,160万円をそれぞれ減額計上いたしております。

4ページをご参照願います。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、31ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、4,203万7,000円を減額計上いたしております。主な内容としては、9岬ゆめ・みらい寄附金の決算見込みに伴い、岬ゆめ・みらい寄附謝礼760万円を、ふるさと納税返礼品発注等業務委託料777万円を不用額の調整に伴い、深日洲本ライナーの運行に係る大阪湾広域観光ルート形成業務委託料659万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

すみません、訂正させていただきます。

先ほど、岬ゆめ・みらい寄附謝礼につきまして、760万円と説明させていただきましたが、正しくは766万円であります。訂正させていただきます。

民生費につきまして、1億1056万8,000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、自立支援医療、更生医療給付費838万1,000円を、重度障害者医療費782万8,000円を、物価高騰重点支援給付金の合計4,642万円を減額計上いたしております。

衛生費につきましては、7,135万5,000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、塵芥処理費の光熱水費541万9,000円を、し尿処理費の光熱水費436万6,000円と修繕料941万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、203万8,000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、ため池ハザードマップ作成委託料90万9,000円を、森林病虫害等防除業務委託料74万8,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

商工費につきましては、190万1,000円を減額計上いたしております。内容としては、不用額の調整に伴い、淡輪海水浴場開設使用料42万円を、深日港活性化イベント実行委員会補助金148万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

土木費につきましては、1億1,305万1,000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、橋りょう整備工事設計業務委託料、中出橋、背合橋と橋りょう整備工事（朝日川6号橋、初ヶ橋）の合計3,415万6,000円を、町営住宅長寿命化改修工事实施設計業務委託料と工事監理業務委託料改修工事の合計5,674万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

消防費につきましては、715万6,000円を減額計上いたしております。主な内容とした

しましては、不用額の調整に伴い、消防団員訓練報酬112万2,000円を、泉州南消防組合負担金400万円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、1,190万2,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、小学校費学校管理費の修繕料236万6,000円を共同調理場費の光熱水費300万円をそれぞれ減額計上いたしております。

5ページをご参照願います。

災害復旧費につきましては、歳出予算額の補正はなく、財源更正のみとなります。

公債費につきましては、205万9,000円を減額計上いたしております。内容として、不用額の調整に伴い、地方債利子償還金70万9,000円を、一時借入金利子135万円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、4,747万6,000円を増額計上いたしております。主な内容として、令和5年度決算剰余金の一部や普通地方交付税の追加交付などの合計6,797万2,000円を財政調整基金積立金へ、令和5年度決算剰余金の一部などの503万9,000円を庁舎整備基金積立金へ、それぞれ増額計上する一方で、岬ゆめ・みらい基金積立金については、岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込みに伴い、2,611万7,000円を減額計上いたしております。

続いて、6ページ、7ページをご参照願います。

第2表地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、町道整備事業ほか9事業に係る起債限度額の変更を行うとともに、保育所整備事業ほか3事業を廃止するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 議案第28号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第10次）についてお伺いいたします。

第2表地方債補正のところの7ページをご覧ください。

廃止の欄で、子ども医療助成事業及び火葬場整備事業、これはどちらも過疎対策事業債が起債

できなかったので廃止になったのかなと思うのですが、起債できなかったその理由等を教えていただけますでしょうか。

○坂原正勝議長 財政改革課長、中塚嗣泰君。

○中塚財政改革課長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

今回、地方債補正の廃止につきまして、子ども医療助成事業債過疎対策につきましては、過疎対策事業債のソフト事業分の発行を予定しておりましたが、過疎団体からの要望額を全国集計した結果、地方債計画以上の要望が集まり、岬町につきましては、ソフト事業分は最低保証額である3,500万円の配当となりました。そのため、ソフト事業につきましては、コミュニティバス運行事業にのみ充当しまして、今回、子ども医療助成事業については発行のほうを見送ることとなりました。

また、火葬場整備事業債（過疎対策）につきましては、当初、現在のメンテナンス業者に工事のほうを依頼する予定でしたが、依頼した結果、そちらの業者が廃業を予定しているということで、他業者での工事の検討をしましたが、年度内に計画がまとまらなかったため、今回、執行を見送ることとなりました。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。子ども医療は、分かりやすく言えば、あふれちゃったということで、火葬場のほうは、業者さんが工事に実際入れなかったというような認識でよろしいわけですね。結構です。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 議案書の37、38ページの、民生費の目の7、放課後児童健全育成費の中で、50万円の不用額だという説明もいただきましたが、令和6年度の厚生委員会によって、学童保育のことをいろいろ調査しようということで、政策提言サイクルというので、厚生委員会で、それぞれが深日学童、淡輪学童へ調査に行かせていただきました。その中でも、指導者の先生方の声から、おやつについてのご意見も頂いてまいりました。今回、この50万円というのは食糧費ということで、私は勝手にですが、おやつ代かなというふうに推測していますが、そういうふうな理解でよろしいのでしょうかね、まず。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 奥野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの放課後児童健全育成費の食糧費につきましては、おっしゃるとおり、おやつ代の食糧費でございます。

○坂原正勝議長 奥野議員。

○奥野 学議員 50万円のおやつ代が減額されるということを今、説明もいただきましたが、現場の指導者の先生の声から、1人当たり1,200円では、物価高騰で満足できるものが買えない、保護者負担も増やさずに町で処置できないかという声もお聞きしております。その50万円を減額せずに、そちらの深日学童なり淡輪学童には回すことができなかったかどうか、ご答弁をお願いします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの食糧費の50万円の減額につきましては、当初見込みが決算見込みを下回ったため、不用額の調整という形で予算編成させていただいております。保護者負担を財源として、歳出で食糧費を組んでおりますので、50万円が余ったからということではなくて、実際に入ってきた額も減っているということです。

○坂原正勝議長 奥野議員。

○奥野 学議員 今、松井部長の答弁、ちょっと分かりにくかったのですが、単純に保護者からお金を集めているが、先生方からは、町からもう少し増額してもらえないかという要望がございましたので、端的にもう少し説明を分かりやすく言っていただけますか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 説明が分かりにくく、大変申し訳ございません。

保護者負担を財源に歳出で食糧費をとということでございます。ですから、50万円の食糧費の不用額が出たということは、保護者負担も減ったということでございます。保護者負担が減ったということは、学童保育を利用されている児童が、当初見込んでいた数より減少したということなので、実際に入ってきたお金をそのまま食糧費として支出しているということになります。

ただ、奥野議員が言われますように、1,200円の自己負担にプラス町の財源の中でおやつを充実させることはできないのかということだと思っておりますが、そのことについては、今のところは保護者負担の額に応じたおやつ提供というふうには今は考えております。今のお話については、今後の課題とたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 ほかにございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 委員会付託がありませんので、何点かお尋ねしたいと思います。

議案書の23、24ページ、府支出金府補助金の、この一番上にあります大阪府市町村振興補助金について、もう少し説明をいただきたいと思います。

先ほどの説明の中では、市町村の自主的取組といったような説明の言葉があったかなと思いますが、1、250万円の歳入について、もう少し説明をいただければと思います。

それから、同じく31、32ページの、今度は一番下ですが、歳出の地方創生総合戦略事業費の大阪湾広域観光ルート形成業務委託料659万1,000円の減額ということで、単純な不用額ということなのか、額が大きいように見受けられるんですが、これは、もともとの予算規模そのものが大きかったんで額が大きいということになっているのか。ご説明をいただいておこうと思います。

それから、41、42ページの商工費の中で、淡輪海水浴場開設使用料、42万円の減額というご報告がありました。それで、淡輪海水浴場については、淡輪の漁業組合が運営に協力されているということで、それでも財政的な困難もあるということで、この間、いろいろな措置も取られてきたと思っております。この42万円の減額というのは、開設使用料となっていますが、運営に係る経費とは別のものなのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、最後ですが、49、50ページで、諸支出金基金費の中で、一番下の海釣り公園管理基金費、ここの補正額として1万2,000円が海釣り公園の管理基金の積立金に歳入されたというべきなのか、というご説明です。説明は、ここについてはなかったんですが、この1万2,000円についてご報告をいただきたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 財政改革課長、中塚嗣泰君。

○中塚財政改革課長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

府支出金の中の大阪府市町村振興補助金につきましては、まず、この補助金につきましては、府内の市町村の自立化に向けた取組等に対しまして大阪府が評価し、補助金を交付するものとなっております。

自立化の取組につきましては、令和6年度に関しましては、岬町においては、過疎地域、府内4町村あるんですけども、そちらが集まって勉強会等を行った取組を大阪府に報告しております。その取組について大阪府が評価し、令和6年度の決算見込みににつきましては、4,250万円の交付の内示をいただきました。3,000万の予算額につきましては、令和4年度の決算額をベースに計上しておりましたので、令和6年度の取組が認められたことで増額したものとなっております。

○坂原正勝議長 まちづくり戦略室理事、川島大樹君。

○川島まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書32ページの一番下の、大阪湾広域観光ルート形成業務委託料の659万1,000円の減額につきましては、大半が船の運航の経費に係る委託料でございまして、令和6年度につきましては、6日間の悪天候による欠航がございました。そちらの運行委託燃料代並びに陸上業務で大幅に減額になったということで、600万円を超える減額となりました。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事 最初に商工費ですが、海水浴場の開設使用料ということでございまして、大阪府の岸和田土木事務所に海水浴場を開設するに当たって土地を占有させていただくことでお支払いするものですが、これはちょっと岸和田土木事務所等の協議におきまして、うちが占有したいというところが少し縮小になりましたので、その面積分の減額があったということでございます。歳出で42万円と、歳入でも雑入の海水浴場管理組合から頂いている分を返金するのに減額しております。

もう一つの、50ページ、基金費の海釣り公園管理基金費でございまして、こちらのほうの1万2,000円は、預金利子の部分を積み立てたということでございます。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号、専決処分の承認について、令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第3、議案第29号、専決処分の承認について、令和7年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3議案第29号専決処分の承認について。令和7年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてをご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、令和6年度国民健康保険特別会計決算見込みにおきまして歳入不足が生じたため、補正予算を調整し、議会の議決を得る経る必要が生じましたが、議会を招集招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年5月30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,388万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,886万円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

国民健康保険料につきましては合計2,388万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、令和6年度実質収支における歳入不足補填分のための財源調整でございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては、9ページから10ページを併せてご覧ください。

前年度繰上充用金としまして、合計2,388万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、令和6年度決算の歳入不足分に対する繰上充用金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今回、決算見込みにおいて、歳入不足が生じるので、その補填をするということで、これは大阪府から言われている事業費納付金が足りないとか、何かそういう理屈なんですか。ちょっとよく分からなくて。ご説明いただければと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の歳入不足につきましては、令和6年度の決算におきまして、令和5年度への繰上充用金も含まれております。ただ、2年続けて歳入不足になったということで、その歳入不足が解消できなかったというのが大きな理由となっております。今、言われましたように、事業費納付金の財源となる歳入におきましては、2年サイクルで精算となっておりますので、その年度においては、財源が不足する場合もございますが、また、何が原因で赤字が解消できなかったというところの分析につきましては、9月の決算審査に向けて精査をしまして、赤字解消に向けた取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

あと予算ベースではございますが、令和5年度の繰上充用金が2,514万6,000円、今回は2,388万5,000円ということで、差額126万1,000円は解消できたという結果となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

中原議員。

○中原 晶議員 先ほど、答弁の中で、令和5年度への繰上充用金かと思いますが、それは間違っていないですかね。では、令和7年度ということなのかと思いましたが、補填で言うと。単純に言い間違いかと思って聞いていましたが、そうでなければ、それでいいですが。

2年連続ということで、私も少し心配しているところで、決算に向けて精査されるということですので、ただ、これは単純にというか、大阪府の見込みを誤ったということではないのかなと私は思っていますが、それは違うんですか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、令和6年度の決算の中で、令和5年度の繰上充用金が含まれているという意味で説明したので、そういう認識でよろしく願います。

今、おっしゃられましたように、大阪府が算定する事業費納付金の保険料の部分につきまして

は、岬町においても被保険者数の減少などによりまして、事業費納付金の納付に係る保険料が収納できていないということも現実に出ておりまして、それも赤字の要因の一つかと思います。つきましては、大阪府のワーキンググループの場において、他の市町村でも起こり得ることではないのかということの提起をさせていただいて、その原因の分析とそれに対する措置について議論していただきたいと思います。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 質問じゃなくて、今、説明いただいたことで言いたいことがあるだけだから、それは討論で言う方がよいでしょうか。

○坂原正勝議長 そうですね、討論をお願いします。

○中原 晶議員 分かりました。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○坂原正勝議長 賛成。お待ちくださいね。

反対討論の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 では、中原議員、討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第29号、専決処分の承認について、令和7年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について、討論というか意見を申し上げたいと思ひまして、発言の機会を頂いた的な感じで討論ですが、先ほど質疑で少しやり取りをさせていただきました。大阪府の見込みが、私は率直に言ってね、大阪府の医療費、岬町の医療費の見込みが違っていたんじゃないのかと思っていますが、そのことも含めて他の市町村でも起こり得るのではということで、ワーキングチームに伝えていきたいというご発言がありましたので、それはぜひ大いにやっていただきたい。これは去年もね、同じようなことがね、おっしゃるように、他の自治体でも多くのところで去年も起こっていますので、大阪府にやはり見込みの計算の仕方といいますか、そういうこ

とについてよく精査していただく必要があるのではないかと思います。見込み違いで保険料がすごく高くされていたりしては、かないませんので、よく精査していただきたいと思いますので、先ほどの発言の中で大阪府のほうに意見を伝えていきたいということがありましたから、その姿勢は評価できると思います。あまりこういうことが繰り返し発生するようでは、本当に大阪府の計算の正確性だとか、見通しのあの持ち方について疑問が広がりますし、また、ただでさえ高い保険料ということで、住民の皆さん、加盟加入者の皆さん、本当に大変な思いをしていますから、事務が適正に行われるように望むところであります。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議案第29号、専決処分の承認について、令和7年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第4、議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革課長、中塚嗣泰君。

○中塚財政改革課長 日程第4、議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてをご説明いたします。

関西空港の2024年度の外国人旅客者は過去最高となり、インバウンド需要により、大阪の町は活気を見せています。また、大阪・関西万博が4月13日に開幕し、6月2日時点で600万人を超える来場者があり、万博会場も多くの方々にぎわいを見せています。しかし、物価上昇が依然として続く中、トランプ政権の関税政策による経済の減速が懸念されております。本町の財政につきましても、引き続き厳しい環境にあることから、今般の補正予算につきましても、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,181万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、新型コロナウイルス予防接種後の健康被害に伴う医療費等の給付に対する財源として、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金151万6,000円を計上いたしております。

寄附金といたしまして、本町に在住の方から深日小学校への指定寄附金5万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算の編成に必要な財源として、1210万6,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、消防団員の退職に伴う報償金56万4,000円を計上いたしております。町債といたしまして、850万円を計上いたしております。内容といたしましては、道の駅みさき周辺整備工事と観光看板整備工事の財源として、観光施設整備事業債過疎対策310万円を、全国瞬時警報システム整備工事の財源として、消防施設整備事業債540万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、12ページから15ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、215万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、夕野池町民交流広場付近において、街頭犯罪等防止のための防犯カメラ1台の設置に伴う機械器具費65万1,000円を、たんのわ海浜会館の高圧引込ケーブルの劣化に伴う修繕料150万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、文化センターの耐震性能を確認するための耐震診断委託料430万円を計上いたしております。

衛生費といたしまして、新型コロナウイルス予防接種後の健康被害に伴う医療費等の給付として、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金151万6,000円を計上いたしております。

商工費といたしまして、326万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、道の駅みさきから稲荷池への来場者の安全性を確保するための道の駅みさき周辺整備工事127万6,000円、孝子峠に設置している観光看板が老朽化していることから、より見通しのよい場所に改めて観光看板を設置するための観光看板整備工事199万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

消防費といたしまして、614万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、消防団員の退職に伴う報償金65万1,000円を、J-ALERT緊急情報の安定的な伝達を維持するため、受信機の更新を行う全国瞬時警報システム整備工事549万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしまして、535万円を計上いたしております。内容といたしましては、指定寄附金を財源に、深日小学校への図書購入費5万円を、青少年センターの耐震性能を確認するための耐震診断委託料530万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。

第2表地方債補正をご覧ください。

消防施設整備事業と観光施設整備事業過疎対策の2事業を追加するもので、限度額をそれぞれ540万円、310万円とするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により、事業、厚生、総務、文教の各委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、事業、厚生、総務、文教の各委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

再開は15時25分からとします。

では、休憩します。

(午後 3時06分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○坂原正勝議長 日程第5、議案第31号動産の取得について（教職員用パソコン機器）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第5、議案第31号、動産の取得について（教職員用パソコン機器）をご説明いたします。

提案理由といたしましては、教職員用パソコン機器を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の契約は、所有権移転付賃貸借契約として、リース期間契約満了後にリース物件を無償譲渡することを定めており、この場合はリース契約であっても財産の取得とされるため、議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は教職員用パソコン機器、取得品目及び数量は教職員用ノートパソコン97台、教職員用デスクトップパソコン5台、取得の方法は所有権移転付賃貸借契約長期継続契約の期間満了後の無償譲渡、借入れ期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日まで、取得日は令和12年9月1日、取得金額は2,077万200円、うち、消費税及び地方消費税の額は188万8,200円でございます。契約の方法は、制限付一般競争入札、契約金額は月額34万6,

170円、うち、消費税及び地方消費税の額は3万1,470円、総額では2,077万200円、うち、消費税及び地方消費税の額は188万8,200円、契約の相手方は東京都千代田区神田練堀町3番地、東京センチュリー株式会社代表取締役、藤原弘治でございます。

契約の経過及び教職員用パソコン機器の概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果経過調書をご覧ください。

物品名、設置場所、借入期間は記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年4月24日でございます。

今回の教職員用パソコン機器のリースに当たり、制限付一般競争入札を実施いたしました。なお、制限付一般競争入札の実施に当たっては、不良不適格事業者の排除や機器の品質確保の観点から、参加資格を設けて公告を行っております。

入札には調書記載の4社から参加申込み及び応札があり、最低価格で応札した当該事業者を落札者と決定し、5月16日に仮契約を締結いたしました。

参考資料の裏面をご覧ください。

今回、取得する教職員用パソコン機器の概要でございますが、ノートパソコンの機種はDyna book V83LY、プロセッサはIntel Core i5-1335U 3.4GHz、メモリは16GB、ストレージはSSD 256GBとなっております。導入台数は97台、ソフトウェアとしてWindows 11 Proのソフトをインストールし、各種設定、動作確認を含めたものとなっております。

次に、デスクトップの機種はG6014RX、プロセッサはIntel Core i5-13400T 3.0GHz、メモリは16GB、ストレージはSSD 256GB、周辺機器として、ディスプレイ、キーボード、マウスとなっております。導入台数は5台、ソフトウェアとしてWindows 11 Proのソフトをインストールし、各種設定、動作確認を含めたものとなっております。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 議案第31号の教職員パソコン機器について、幾つか質問のほうをさせていただきます。

今回、契約の方法が、期間満了後無償譲渡というところで動産取得となってくるんだと思うんですが、通常のリース契約ではなく、期間満了後の無償譲渡契約にしているその理由というところを教えていただきたいというところと、あとは、通常のリース契約と今回の期間満了後無償譲渡契約で、金額的にはどちらのほうが高いのか。それと、あと、期間満了後に無償譲渡されるってことなんですけど、これだけ大量の古いパソコンが無償譲渡された後、どういった活用を考えているのか。あと、今回、恐らく今、使っているパソコンが古いので更新ということなのかなとは思っていますが、今の使っているパソコンの契約っていうところは、これは同じような無償譲渡ということなんでしょうか。もし、無償譲渡だとしたら、古いパソコンは何台ぐらい無償譲渡される予定なのか。こちらについて回答をお願いします。

○坂原正勝議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回、リース契約ということで、なぜ無償譲渡の契約としたのかというところですが、これまでの賃貸借契約では、契約満了後に対象物の状態を見て、再リースであるとか、相手側との協議が整えば無償譲渡いただくといったケースがございました。再リースとなりましたら、それだけ費用が増えることとなりまして、新たにまた無償譲渡いただかなければ、新たに費用が発生するということになります。今回のパソコンにつきましては5年リースとしてしまして、5年後には新しいOSや性能が向上したパソコン、新しい機種が出ていると思われまして、使えるものはできる限り使うということが町の財政のためになると考えていまして、そういうことから、所有権移転を前提とした賃貸借契約と、無償譲渡付の賃貸借契約とさせていただいたものでございます。

それと、あと、無償譲渡と無償譲渡でないものの契約はどちらが費用が高いのかというところですが、こちらにつきましては、どちらが高いかという比較のほうはちょっと現在、取っておりませんので、そこはちょっとどちらが高いのかは分かりませんが、一般的に考えますと、やはりそのまま頂くこととなりますので、無償譲渡じゃないときよりも無償譲渡のほうが高くなるんじゃないかという感覚はしていますが、ちょっとそこは実際、見積りを取っているわけではございませんので、不明でございます。

三つ目の質問の、無償譲渡後の活用としましては、一つ目でお答えさせていただきましたとおり、できる限り使えるものは使っていきたいということで考えております。

あと、今現在のパソコンにつきましては、116台、現在ございまして、今回、102台の購入となっております。基本、全て入替えて、今回、Windows 10のOSのサポートが終了

するといったところから、今回は買替えという形でさせていただいているというところがございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 すみません、多分、答弁漏れかと思われます、最後のパソコンは、今、使っているのは、多分、更新というお話で116台だと思うんですが、これを全部無償譲渡されるんですかね。それも聞いていたんで、多分、答弁が漏れたと思うんですけど、もう一度お願いします。

○坂原正勝議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 私からちょっと補足させていただきます。

現在、使っている教職員のパソコンにつきましては、令和元年9月に導入されたもので、導入から6年が経過しております。リースは終了していますが、業者さんと協議させていただき、リースアップ後は無償で譲渡を受けているところでございます。

今回の更新については、Windows 10のOSのサポートが10月に終了するということで、古いOSを使うことによるトラブルを防ぐということで、今回、新たなパソコンの購入をさせていただいたところでございますので、購入後は、そのパソコンについては処分ということになってくるかと思えます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今、西部長が答えられたことというのが少し私が懸念しているところで、今回のパソコンの入替えというところが、前回、契約したのが令和元年で6年、それで6年使ってOSがサポート終了というところで、結局そのパソコンは多分、5年契約したものを、そこで多分、メーカーと協議して無償譲渡するという形をしてもらったものだと思うんですね。でも、その後は、全部町の資産になるので、結局、116台、廃棄ということになるんですよね。となったときに、廃棄の費用っていうところは幾らぐらいかかる見込みなんでしょうか。

○坂原正勝議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 パソコンの処分につきましては、家電リサイクル法に基づきまして、購入時にリサイクルが義務づけられているということで、その費用がもう既に徴収されているところでございますので、基本的に、既存のパソコンを処分するに当たっては、過去の部分も含めまして、無償で回収いただいて、業者のほうで処分いただいているというところが実情になっておりますということで、今回も同様に、無償での回収ということで済むと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

もう3回、終わりましたね。

○谷地泰平議員 答弁漏れでの質問だったと思いますが、2回目は。

○坂原正勝議長 答弁漏れでしたか。では、どうぞ。

○谷地泰平議員 これが最後、3回目になるので、やはり廃棄費用が気になったので、メーカーさんとの最初の契約段階で費用に含まれていて、無償でやっていただく点について、今回も全部97台、無償譲渡後に、やはり古いので、恐らくどこかのタイミングで使用できなくなったときには廃棄費用はかからないのかなとは、そこに対する費用という点については、あれかなと思うんですが、議長、ごめんなさい、質問というより最後、やはり意見っていう形になってしまいますが、やはり1個、リース契約のときに、普通、通常リース契約と無償譲渡契約のその両方を見積りを取ってないっていう点、ここは当然やっぱり取るべきだったのかなという。やはりね、5年終わった後にはOSが替わって、多分、使える日はそんなに長くないと思うので、その上でどっちがいいのかっていう点を1回、判断していただければよかったのかなとは思いますが。

多分、次回、無償譲渡後にまた同じような形でパソコンの入替えがあると思うので、次回はそういったきちんと両方のパターンできちんと見積りを取っていただいて、本当に長期的にどっちがいいのかを判断していただくようお願いいたします。

○坂原正勝議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほどの無償譲渡付と無償譲渡付でない場合の価格の差があるのではというご意見のところですが、過去の経験からいきますと、大体リース期間が満了しますと、業者のほうも、リース期間が済むということで、そこで資産価値がなくなっているということになりますので、大抵は無償譲渡で引き渡していただけるっていうのがほとんどでございます。ということをお考えますと、先ほど南から、価格の差もというご答弁をさせていただきましたが、過去の経験からいきますと、ほとんどというか、価格の差はないというふうに、業者としては、5年間で物品の費用を回収しておりますので、そこで価格の差が発生することはないと考えております。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 入札結果経過調書についてのご説明をいただきましたが、この案件は落札率というようなことは示せないものなのかどうか、もしお聞きできるようであればお聞きしたいと思います。

それから、教職員用パソコンということですが、教職員というのは、いわゆる学校の先生のことを指すのですか。教員のことを指す、何か私、自分で教職員っていうときに、教師と職員っていうのを全部合わせて教職員っていうことを思っていますが、そうではなくて、この数について

は、学校の先生、要は教師、教員のパソコンというふうに考えたらよいのかということをお聞きしたいというのが2点目です。

それから、116台、現在あるところが102台に減るということですが、これは全ての教員なのかなと思いますが、全ての教員に足りる数、また、予備も含めてというふうに理解していいのかということが3点目です。

それから、先ほど、谷地議員がリース終了後の無償譲渡の質問をされていましたが、今回はリース切れの後は、そのものは無償譲渡ということになりますが、その場合でもリサイクル費用も含めての契約と理解したらよいのか教えてください。お願いします。

○坂原正勝議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ございます落札率ということでございますが、本町につきましては、建設工事の入札におきましては、予定価格の公表を行っておりますので、予定価格からの落札率というのは公表していますが、建設工事以外の入札につきましては、予定価格につきましては公表しておりませんので、落札率は今回は申し上げることはできないとご理解をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えいたします。

教職員ということは、今回、この教職員用のパソコンにつきましては、学校事務も含めているので、教師のみだけではなく、教職員という表現の仕方でさせていただいております。

学校事務職員です、すみません、失礼いたしました。

○坂原正勝議長 続けてどうぞ。

○松井教育次長 すみません、116台から102台になっているのが大丈夫かというご質問ですが、教員数が減っていることに伴い、102台になっております。

教職員全員に当たります。

○坂原正勝議長 もう一点ございましたか。お待ちください。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今回のパソコンのリサイクルの件ですが、基本的には、リサイクル法に基づきまして、販売のときにはリサイクルシールが貼られているかと思いますが、その辺は確認できておりませんので、また確認させていただきます。

ただ、先ほども言いましたように、回収のときは、有価物的に取り扱うというか、回収した業者さんが、それをいろいろ資源として、また、再利用できる部分もございまして、過去の例から

いくと、収集・回収も含めて無償で処分していただいている。処分に当たっては、当然、データ等も適切に消去していただいた上で処分しております。

今回の部分についても、そういう形での処分になるかと考えておりますが、その点は明確に確認しておりませんので、また後でご報告させていただきたいと思います。

○坂原正勝議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議案第31号不動産の取得について(教職員用パソコン機器)についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○坂原正勝議長 日程第6、議案第32号、動産の取得について(職員用パソコン機器)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第6、議案第32号、動産の取得について(職員用パソコン機器)をご説明いたします。

提案理由といたしましては、職員用パソコン機器を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の契約も、先ほどの教職員用パソコン機器同様に、所有権移転付賃貸借契約としてリース

契約期間満了後、リース物件を無償譲渡することを定めており、この場合はリース契約であっても財産の取得とされるため、議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は職員用パソコン機器、取得品目及び数量はビジネス用デスクトップパソコン119台、取得の方法は所有権移転付賃貸借契約長期継続契約の期間満了後の無償譲渡、借入期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日まで、取得日は令和12年10月1日、取得金額は1,475万7,600円、うち、消費税及び地方消費税の額は134万1,600円でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札、契約金額は月額24万5,960円、うち、消費税及び地方消費税の額は2万3,360円、総額では1,475万7,600円、うち、消費税及び地方消費税の額は134万1,600円、契約の相手方は東京都千代田区丸の内3丁目4番1号、株式会社ジェック営業統括本部長、飯倉義一でございます。

契約の経過及び職員用パソコン機器の概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果経過調書をご覧ください。

物品名、設置場所、借入期間は記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年4月25日でございます。

今回の職員用パソコン機器のリースに当たり、制限付一般競争入札を実施いたしました。なお、制限付一般競争入札の実施に当たっては、不良不適格事業者の排除や機器の品質確保の観点から、参加資格を設けて公告を行っております。

入札には調書記載の3社から参加申込み及び応札があり、最低価格で応札した当該事業者を落札者として決定し、5月15日に仮契約を締結いたしました。

参考資料の裏面をご覧ください。

今回、取得する職員用パソコン機器の概要ですが、機種はHPPromini400G9、プロセッサはIntelCorei3-14100T2.7GHz、メモリは8GB、ストレージはSSD256GB、周辺機器として、キーボード、マウスとなっております。

導入台数は119台、ソフトウェアとしてWindows11Pro、JUSTOffice5のソフトをインストールし、各種設定、動作確認を含めたものとなっております。

本件は職員用パソコン機器の入替えによるもので、入替えする機器はパソコン本体とキーボード及びマウスのみとなっております。ディスプレイは含まれておりません。ディスプレイにつきましては、既存のものを引き続き利用することで、経費の節減を図っております。

以上が議案の概要でございます。

すみません、訂正がございます。

契約の金額のうち、消費税及び地方消費税の額を2万2,360円を2万3,360円と間違っておりました。正確には2万2,360円が正確な数字となります。訂正させていただきます。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。 谷地議員。

○谷地泰平議員 議案第32号についても幾つか質問させていただきます。

今回の期間満了後無償譲渡契約の理由だとか、あとは無償譲渡の活用、これは先ほどの議案第31号と同様かなと思うので、今、そこについては特に質問しませんが、今回は職員用パソコン機器ってということなんで、けれども、念のための確認なんですが、職員とっているのは、実際にこの役場で働いている職員さんが利用しているパソコン、これを更新するってところの認識でよいのかってところと、あと、今回、全部デスクトップPCになっていますが、何で全部デスクトップPCなのか。というのが、今後、会議等々でパソコンを利用する、これはペーパーレスの関連で、そういったところも進めていったほうがいいのかという点や、あとはオンライン会議だとかテレワーク、そういったところも今後考えた場合に、ノートパソコンのほうがよかったのではないかなと考えもあります。これについて、なぜ全部デスクトップPCなのか、ノートパソコンについては検討というのはしなかったのかについて教えていただきたい。

あと、最後、ソフトウェアの部分で、JUST Officeを今回、使うっていう話なんです。これは今、使っているOfficeもJUST Officeなのか。今、使っているデータの互換性の話になるので、その理由について教えていただきたいです。

○坂原正勝議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、職員用パソコンの職員ということですが、こちらにつきましては、谷地議員がおっしゃれますとおり、役場の主に本庁系の職員となっております。その分の対象の部分になります。

3点目の質問で、ソフトウェアのJUST Officeにつきましてですが、こちらはもう既に現在も導入している機器となっております、いわゆるOfficeのソフト、MicrosoftのOfficeとの互換性は十分確認されておりますので、これで対応していきたいというところでございます。

2点目の、なぜデスクトップなのか、ノートパソコンも検討しなかったのかというところでございますが、職員につきましては、議員がおっしゃられるとおり、持ち運びとか今後のウェブ会議等も考えまして、利便性も考えまして、ノートパソコンの検討を行いました。やはり一番大きかったのは、コスト面がかなりノートパソコンの場合はコストが高かったもので、デスクトップのタイプにしたというのが本音のところ。ただ、やはり今後、ウェブ会議とか、当然あると思いますが、それにつきましては、もう現在もノートパソコンを何台かデジタル推進課でご用意しておりますので、それでしばらくは何とか対応できるのではないかと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 1個目と3個目の質問の回答は分かりました。

やはりね、2個目で、やはりノートパソコン、一応検討した、一番はね、予想どおり、コストの面かとは思いますが、今後、働き方改革っていうところでのテレワークとかっていうシーンっていうのは、職員さんが今後、検討しなければいけない部分かと思うのでね、そこは現在はデジタル推進課の持っているパソコンとか、そういったものを活用しながらというお話なんですけれど、今後はね、そういったところも検討していただきながら、次の更新のタイミングか、もしくは、どこかで必要性があるとなったタイミングでは、検討を進めていただければと思います。これは要望になります。

○坂原正勝議長 ほかにございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 取得日のことでお聞きしたいのですが、先ほどの議案31号の、教職員用パソコン機器より1か月後になっているんですね。それは何か理由があるのでしょうか。

○坂原正勝議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えします。

取得日につきましては、議案書記載のとおり、令和12年10月1日となっております。こちらにつきましては、借入れ期間——リース期間が令和12年9月30日で満了することから、その翌日の取得日となっております。

中原議員がおっしゃられました一つ前の議案の教職員用のパソコンにつきましては、リース期間が1か月前倒しになっておりまして、令和12年8月の31日までのリース期間となっておりますので、その翌日の令和12年9月1日が取得日となっているものでございます。違いはリース期間の違いでございます。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 質問の仕方を間違えました。借入れ期間のスタートにずれがあるのは何故かなと思っただけでした。南さん、何回も申し訳ないですが、お願いします。

○坂原正勝議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 教職員用と職員用の1か月の違いということなのですが、職員用のパソコンにつきましては、先ほども述べさせていただいたように、パソコンのOSがWindows 10になっております。このWindows 10が10月14日に終了するというので、それまでできるだけ引っ張って、1か月でも延ばしたというところでございます。

学校につきましては、夏休み期間中に機器の更新を行われるようにということで、できるだけ早めに期日を切らせていただいていると思います。学校のほうのことについては、私のほうは把握しておりませんので、もし分かったら教育委員会の方でと思います。すみません。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 先ほど、西総務部長の言ったとおりになります。夏休み期間中にそろえるということになります。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 9月1日は夏休み期間なんですか。もう済んでしまった議案なので、別にそれが何か重大なことだと私も思っていない。何と言うか、委員会付託はありませんので、素朴な質問も含めて、この場で聞かせてもらっているだけなので構いませんけど、全部1か月ずれているから、何かあるのかなと。やはり一定の台数でもありますしね、対応が大変やから、1か月ずらしているのかなとか思ったりしましたが、それはもう別に結構です。

では、先ほどの西部長の説明を聞いて、本当に財政面でも、できる限りの努力をされているのだなということをつくづく感じたところであります。

質問はもう結構です。

○坂原正勝議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 補足させていただきますと、リース期間が始まるのは全てのセッティングが終わってから、使えるようになってからとなりますので、セッティング作業に多少時間がかかってまいります。その関係でとご理解いただければと思います。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。松尾議員。

○松尾 匡議員 私もね、谷地議員から質問がありましたペーパーレスの観点でちょっとお聞きしたいと思いますが、まずは今回、デスクトップということで、そのデスクトップとノートパソコンとの見積りを両方取られたかどうかというのをお聞きしたいのと、取られたのであれば、ど

れぐらいの差があったのかなっていうのを聞きできたらと思います。

あとは、今後のペーパーレス導入についての町の考え方についてなんですが、今回がね、ともすると、チャンスだったんじゃないかなと思うんですよ。ペーパーレス導入についてのチャンスだったんじゃないかなと思うんですよ。今回、令和7年度は、議会でペーパーレスの会議システムの導入が決まったわけで、これからいよいよ議会は先行してね、ペーパーレスを進めていくっていう中において、やはり行政側もね、ついてきていただかないと、なかなかペーパーレスっていうのは完成していかないという中において、ここが本当にチャンスだったんじゃないかなと私は考えるんですけども、その辺りの考え方も含めてお答えいただけたらなというふうに思います。

○坂原正勝議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ご答弁させていただきます。

議員がおっしゃられるように、やはりこれからの時代、ペーパーレスの観点からいきますと、ノートパソコンというのが主流になってくるかなと私も考えております。

ノートパソコンとデスクトップパソコンの価格の見積りを取ったのかということなんですが、過去の経験からいきますと、大体倍ぐらいの価格差がございまして、今回の職員用のパソコンを1台あたりにしますと、大体12万4,000円ほどになりますが、教職員はDynaBookノートパソコンですが、20万円ちょっとということで、大体倍ぐらいの価格差が出ております。それと、先ほども説明いたしましたように、画面等もできるだけ有効に使いたいということで、再利用等もさせていただくということで、できるだけ町財政に負担をかけないようなやり方で対応してきたというところでございます。

今後につきましては、議員がおっしゃられるように、やはり持ち運び等を考えますと、ノートパソコンの利便性というのがあるかと思しますので、ノートパソコンになるように考えてはいきたいと考えております。ただ、ノートパソコンになりますと、持ち運びができるということで、逆に紛失とか持ち去りとか、そういう心配もございしますので、そういう対策を講じなければいけないと思しますので、鍵のかかるロッカーとか、引き出しに入れるようにとか、そういう対策も今後、講じていく必要があると思しますので、そういう点も含めて、総合的に検討していきたいと考えております。

○坂原正勝議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 これから私ね、申すことは要望になるかもしれませんが、せっかくね、こういうチャンスがある中でのハードの入替えということで、少なくともね、例えば、全部が全部デスク

トップじゃなくて、ここで何ていうか、着座されて議論される方だけでも、ノートパソコンに替えていただければ、多分、ペーパーレス会議システムが生かされたのかなというところも思っているところなんですよ。でも、部長がさっきおっしゃられた、別に検討していかないわけではないということなので、その機会をぜひ早めていただけたらと思ひまして、これは要望にとどめておきたいなと思います。

○坂原正勝議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 すみません、1点、漏れていたのですが、今回、次の議案で、学校のGIGAスクール端末の更新を行うということで、今現在、使っているギガ端末のほうも余ってくるというところもあるんですけど、残ってきますので、それについては再利用したいと考えております。学校とも今、協議させていただいていますが、できるだけ状態のいいパソコンを職員に2台目のパソコンということで配付させていただきまして、今、おっしゃられたようなウェブ会議とか、それから持ち運んで調べ物をするとか、そういうものに利用していきたいと考えております。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議案第32号、動産の取得について（職員用パソコン機器）を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は可決されました。

○坂原正勝議長 日程第7、議案第33号、動産の取得について（児童生徒用パソコン機器）につ

いてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 日程第7、議案第33号、動産の取得について（児童生徒用パソコン機器）をご説明いたします。

提案理由といたしましては、児童生徒用パソコン機器を取得するため、地方自治法第96号第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この契約につきましても、前2議案と同様、所有権移転付賃貸借契約として、リース契約期間満了後にリース物件を無料譲渡することを定めていることから、財産の取得と解されるため、議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は児童生徒用パソコン機器、取得品目及び数量は児童生徒用ノートパソコン795台、取得の方法は所有権移転付賃貸借契約長期継続契約の期間満了後の無料譲渡、借入期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日まで、取得日は令和12年11月1日、取得金額は4,398万1,520円のうち、消費税及び地方消費税の額は399万8,320円でございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は月額25万107円、うち、消費税及び地方消費税の額は2万2,737円、総額では1,500万6,420円、うち、消費税及び地方消費税の額は136万4,220円、契約の相手方は東京都千代田区神田練堀町3番地、東京センチュリー株式会社代表取締役、藤原弘治でございます。

児童生徒用パソコン機器の概要及び契約の経過につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の児童生徒用パソコン機器の概要をご覧ください。

今回、取得する児童生徒用パソコン機器の概要ですが、ノートパソコンの機種はLenovo 500e Chromebook Gen 4、プロセッサはIntel プロセッサN100、メモリーは4ギガバイト、ストレージはeMMC 64ギガバイトとなっております。

導入台数は795台、ソフトウェアにつきましては、インストールするソフトはなく、Google GIGAライセンスなどのインストール、各種設定、動作確認を含めたものとなっております。

次に、入札の経緯についてご説明いたします。

裏面の入札結果、大阪府立学校情報機器共同調達協議会をご覧ください。

資料の下の方に記載しておりますが、今回の動産の取得につきましては、GIGAスクール

構想における1人1台端末の更新を行うもので、その財政スキームは都道府県に創設された基金からの交付金が3分の2、市町村の負担割合が3分の1となっております。

端末の調達については、府内の市町村で構成する大阪府公立学校情報機器共同調達協議会が共通仕様書により一般競争入札を行い、その結果に基づき、各市町村が随意契約を締結する共同調達方式となっております。

また、調達方法がリースの場合、市町村とリース会社が共同の補助事業者となり、基金からの交付金3分の2は、基金から直接リース会社に支払われることとなります。このことから、市町村が負担する3分の1がリースの対象となります。ただし、不動産の取得につきましては、事業者が基金から交付を受けた金額も含め、リース期間終了後に無料譲渡されることとなります。

また、基金からの交付金につきましては、令和7年5月1日現在の児童生徒数に15%の予備機を加算した台数が対象となることから、共通仕様書では、仕様書の台数と差異が生じる場合は仕様書の台数を変更できる旨を定めており、これによる台数の変更により、動産取得金額及び契約額は入札結果と差異が生じているものです。

資料の上段をご覧ください。

1、入札結果情報につきましては、記載のとおりでございます。

2、入札結果一覧につきましては、参加申込みは4社で、3社が応札し、落札額は税抜きで2億8,251万9,840円です。

3、入札内訳につきましては、共同調達となっておりますことから、本町と他団体を区分して記載しており、本町の台数は799台、動産取得額は4,420万2,224円となっております。

なお、落札額の2億8,251万9,840円に消費税を加えた額が合計欄の動産取得額3億1,077万1,824円となります。

次に、4、不動産の取得額及び契約額につきましては、入札結果を基に令和7年5月1日現在の児童生徒数から算出した必要台数795台により算出したもので、動産取得金額及び契約額は、議案文書に記載の額となります。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 議案第33号について質問させていただきます。

今回、児童生徒パソコンで、予備機、交付金はね、何か15%以内で加算した台数が対象になるというふうに記載されているんですけど、実際、児童生徒用で結構、故障が多いんで、予備機は今も確保されていると思うんですけども、795台中、予備機は何台含まれているのか、その算出根拠っていうところも教えていただきたいと思います。

あと、この児童生徒用のタブレットPC、これはGIGAスクール構想が始まって、最初は多分、個々に修理を行っていたけども、結構、修理費用がかさむっていうところで、多分、保険に加入されていたと思うんですね。現在、今回のこの議題の中はあくまでパソコンの取得かなと思っていて、この保険はこの中には含まれていない、もしくは別でまた契約し直すのかなと思うんで、その辺も分かれば教えていただきたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

予備機のほうが795台のうち何台なのかというところで、予備金は103台、予備機となっております。根拠といたしましては、15%ということになりますので、15%が103台になりますので、103台になります。

保険につきましては、今回、この中には保険は含まれておりません。また別途、修繕費という形で取らせていただいております。

○坂原正勝議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 予備機の台数なんですけれども、交付金の対象では15%以内、これのマックスであれば15%の103台ということなんですけど、実際これだけの台数って必要なんですかね。過去の故障の件数とか、その辺を考慮して、この台数にされたっていうことですかね。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 103台ですが、マックス103台になります。また、故障とか、いろんなものを含めて、予備機のほうは必要であるということで、マックス、予備機を取っております、故障などを考慮しながら。児童生徒なので、すぐに使わなくてはいけません。修理をするのを待つ時間がないので、どのような状態になるのか分からないので、予備機のほうは15%ということで、15%、マックスとさせていただきます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私が質問の意図している部分と少し違う回答かなと思いますが、実際にすぐに使

う状態にしないでいけないという予備機って、それは予備機としてはそうなんで、それは分かっていますが、でも、実際、修理の間、予備機で対応できればいいっていう話で、過去にそれだけ、今現在の予備機の台数って幾らぐらいなのかというと、本当にこの103台もの予備機が必要な状況ということになっているのか、過去の故障件数から。その辺ってどのように考慮されているっていうのが分かれば教えていただきたいです。単純に15%つくから、それで算出したっていう話のように聞こえますが、必要以上、台数って、やはり要らないと思っていて。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 103台、クラスに一、二台を想定しております。1クラスが淡輪小学校においては、通常クラス、12クラスあります。大体1台から2台を想定しております。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

古橋教育長。

○古橋教育長 お答えいたします。

予備機が、多いのではないかという率直なご質問だと思います。今現在、GIGA1期でパソコンを使用しておりますが、今、予備機、役所のほうに置いている予備機は今、もう全部ないという状態でございます。一つは、もうGIGAが最終というか、最終期を迎えていますので、極力、修繕を抑えてるというのもありますが、予備機と修繕等、循環をさせながら回しているというような状況でございます。

それと、修繕によっては、ほとんど購入と同じぐらいの価格がかかってくる部分もございますので、その部分については、先に予備機を回して、修繕は少し様子を見ながら行っていくというような形で、予備機についてはフル回転させているというところでございます。

修繕の量と見比べながら予備機を使っております、今現在、修繕できていない分は役所のほうにあります、予備機については、もうかつかつの状況で使っております。

○坂原正勝議長 今、分かりますか。分からなければ、また後日。

しばらくお待ちください。

では、後日、報告いたします。

他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 参考資料の入札結果の表の見方がよく分からないんですよ。それで、今回、ああ、共同調達ってこういう仕組みなんだなと思って、入札するのに随意契約っていうね、ことなんだなと思って、ああ、いろんな仕組みが導入されているのだなということを知りました。

それで、よく分からないのは、入札結果の3番目の、入札内訳ってあります。その一覧表の台数①岬町799ってなっているんですね。この数がよく分からない。議案書にあるのは795台なのになと思って、それを教えてほしいということと、それから、他団体と書かれていますが、これは大阪府下の、要は岬町以外の共同調達に参加する団体の、台数で言えば、4,800とありますが、そういうことなのか。この他団体って一体何かっていうのが少し分からなくて、教えていただきたいと思います。

それから、落札額というのがありますが、3番目と4番目の一覧表に同じ項目がずらっと並んでいますが、落札額が、私はてっきり3番目の岬町のところが抜粋されて4番になっているのかなと思ったんだけど、それもまた違うということなんですね。落札額も、3番目と4番目のところが金額が違うんですね。これはどのように見たらいいのか教えていただきたいと思っています。台数が違うからかな。何かよく分かんないから説明してください。

それと、先ほど来、15%の予備機の103台について議論がありますけれど、この103台というのは、今回の動産の取得の中には含まれていないということなんでしょうか。何かちょっとその辺が何かね、このね、参考資料の一番下のマルのところに、予備機15%以内を加算した台数が対象になることから、その台数を変更できるとかいうことになっていて、そうしたら、もし、この795台の中に予備機が入っていなかったら、また何か議案の提案とかがどこかであるのかなとか思って、ちょっとこの参考資料の中身の説明をお願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 古橋教育長。

○古橋教育長 お答えいたします。

このGIGAスクールのこの児童生徒用パソコンの共同調達に係る入札につきましては、たしか記憶では3月7日だったと思いますが、3月7日に入札の公告が行われております。ということは、その少し前の時点での児童数の見込みに15%の予備機を含めた台数、それが799台になります。実際は、交付金の対象が今年の5月1日現在の児童生徒数に15%の予備機が上限ということで、数字が変わってまいります。その交付金の対象に合わせるために、共同調達の入札仕様書に、台数に変更される場合は、その契約の台数を変更できるという旨を明記いたしておりますので、それで再算定をした額が、4番の動産の取得額及び契約額という形になります。

順番に説明させていただきますと、まず、台数があって、単価4万9,700円っていうのは、リース会社がその物品を調達する1台当たりの金額ということになります。そして、事業費が3,971万300円という、799台分でそれだけになります。そして、それに対してリースをかけた場合のリース落札額が、④という形になります。したがって事業費とその落札額の差額

というのが、リースの差額分という形になります。そして、この部分につきましては、先ほどから申し上げていますように、3分の2が交付金として入ってきますので、その交付金は基金から直接、事業者に交付されるということになりますので、その交付金の額が、税抜きで、岬町の場合、2,647万3,000円ということになります。そして、その税抜きのリース額が1,371万840円ということになります。そして、その税が、今回、議案書に上げさせていただいてる額ということと、動産の取得額につきましては、その落札額に消費税を加算した額が動産の総取得額という形になります。

それと、4番の795台ですが、この落札額の再計算につきましては、上段の契約額の税抜き1,371万840円、これを1台、1か月当たり単価に戻しますと、286円になります。その286円を基に、台数、月数を掛けて乗じたものを再算定した額が、4の契約落札額の税抜単価になると。それを1.1したものが契約額になりまして、それに交付金を加えた額が動産の取得額となる、こういう算式になりますので、ご理解いただきたいと思います。

他団体ですね、これにつきましては、岬町の場合はChromebookですが、ほかにもWindowsであったり、いろんな機種がございます。そして、それぞれに買取り、また、リースという形で、いろんな形の契約形態がございます。その契約形態ごとに仕様書に基づいて入札をしております。そして、今回、Chromebookのリースを選ばれた岬町以外の団体を他団体という形で記載させていただいてるところでございます。

○坂原正勝議長 答弁漏れはなかったですか。

○中原 晶議員 それはないと思います。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 非常に複雑なものなんだということが分かりました。

最後にご説明をいただいた他団体の台数、4,800台というのは、岬町と同じものを契約、条件面でも同じということですかね。そうすると、単価がなぜ違うのかが、またよく分からないのですが、お願いします。

○坂原正勝議長 古橋教育長。

○古橋教育長 お答えいたします。

他団体と岬町では若干単価が変わってきております。これにつきましては、付属品を他団体は、それにプラスして入札しておりますので、その分は岬町がなしで入札しているということで、若干、他団体のほうが額としては高くなっているかなと思っております。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 他団体をこの表の中に入れる理由は何なんでしょうか。

○坂原正勝議長 古橋教育長。

○古橋教育長 お答えいたします。

他団体を入れないと、上に入札結果一覧にあります落札額の2億8,200何がしの金額が表記できない、岬町の分だけであると、そことの整合性が取れないので、あえて合うようにというか、それを表記して、落札額に合うような形の資料を整えたというところでございます。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

さっきの、終わったかな。

○谷地議員 予備機の台数、やっぱり採決に関わります。回答が欲しいです。

○坂原正勝議長 予備機の台数。現状ですか。

○谷地議員 そうです。この103台ということが必要台数かどうか判断ができないです。

○坂原正勝議長 調べられますか。分かります。

では、しばらくお待ちください。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。再開は16時50分から再開します。

では、休憩します。

(午後 4時37分 休憩)

(午後 4時50分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 予備機につきましては、現在のところ、154台になります。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

次、討論に入りますよ。いいですか。もう質疑は終わっていますね。

松尾議員。

○松尾 匡議員 先ほど、予備機、154台ということなんですけどもね、教育長は修理のことを考えてね、保険の、言わば修理のことを考えて費用を考えた結果、多分、154台になったのか

なと思うんですけど、その保険の仕組みをもう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 保険の内容につきましては、故意でしているものは対象外となります。対象となるものは、やはり落として、ディスクのところが割れたりとか、タイプが取れたりとか、そういったことは対象になるのですが、故意で潰したりとか、落としてしまったというのは対象になりますが、故意で潰しているものは対象外になります。それが保険の対象内容となります。

金額は当初、5万5,000円だったと思うんですけども、上限が5万5,000円になります。5万5,000円を超えるようなもので、少しお待ちください。

○坂原正勝議長 調べますか。

○松井教育次長 少し詳しく。間違ったことを伝えるのは駄目なので、すみません、ごめんなさい。

○坂原正勝議長 しばらくお待ちください。

間もなく5時になりますが、引き続き審議を続けたいと思います。よろしくお願いします。

古橋教育長。

○古橋教育長 ちょっと審議を止めてしまいまして、申し訳ございません。

答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、予備機については、先ほど教育次長のほうから答弁をさせていただいた台数をもって不測の事態に備えております。一つは、予備機につきましては、まず、修理の保険の部分も含めまして、不可抗力も含めて、故意的なものについては保険の対象外になるということになります。したがって、例えば、液晶なんかを傷つけたり割ったりしますと、非常に高額な金額になってまいります。今回の金額で言いますと、1台当たり、交付金を除いた町の負担分は1万6,000円から1万7,000円ぐらいになるかと思っております。したがって、その金額を超えてしまう修繕が多く見込まれております。このことから、修繕をあえてしていくよりも、多いかもしれませんが、予備機を先に充当することによって修繕料を抑えていくという、こういう形を取っております。したがって、今回、15%ぎりぎりの103台の予備機をリースをするというところでございます。

どうもお騒がせして申し訳ございません。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

では、議案第33号、動産の取得について（児童生徒用パソコン機器）を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

先ほどの中原議員の質問に関連して、理事者より発言の申出がありますので、これを許可します。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 すみません、先ほど、議案第32号の中で、中原議員から頂きましたリサイクルに係る費用がリース料に含まれているのかというご質問の件でございます。

これまでの実績では、処分パソコンにつきましては、有価物として処分費用が相殺されておきまして、処分に係る費用はかかっていないというのが現状でございますので、今回の契約におきましては、リース料にリサイクルに係る費用は含めていないということでご理解をいただければと思います。

○坂原正勝議長 日程第8、議案第34号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事 日程第8、議案第34号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、都市緑地法等の一部を改正する法律、令和6年法律第40号が施

行されたことに伴いまして泉佐野市に委託する事務の一部を変更するため、規約を変更する必要が生じたことから、泉佐野市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、議案書裏面の岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約（案）及び新旧対照表を併せてご参照ください。

本町では、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約、平成28年岬町告示第24号に基づき、都市緑地法に基づく緑地保全計画の策定等について泉佐野市に委託しておりますが、都市緑地法等の一部を改正する法律、令和6年法律第40号が施行されましたことに伴いまして、都市緑地法に基づく緑地保全地域における行為の規制等の基準策定、特別緑地保全地区内の土地の買入れ、管理等に変更する必要があることから、規約の一部変更について泉佐野市と協議をするものでございます。

なお、特別緑地保全地区とは、都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大防止、都市の歴史自主的・文化的価値のある緑地、生物多様性の確保のために、動植物の生息・生育地などを保全するために定められる地区のことをいいますが、本町では、特別緑地保全地区に指定されている地区は町内にごさいませんので、これに伴う認定事務は発生しておりません。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、日程第8、議案第34号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第9、報告第4号、令和6年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告を求めます。

財政改革課長、中塚嗣泰君。

○中塚財政改革課長 日程第9、報告第4号、令和6年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしましては、物価高騰対応重点支援事業費R6低所得世帯支援ほか3事業となっており、翌年度への繰越額の合計は9,165万円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、令和6年度に収入されました既収入特定財源といたしまして、教育環境整備事業に係る小学校寄附金500万円、令和7年度に収入が予定されます未収入特定財源といたしまして、令和6年度の国庫支出金の交付決定や地方債の同意に基づき、翌年度に収入予定の国庫支出金及び地方債を合計で8,657万8,000円、一般財源は7万2,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、一般会計補正予算（第9次）におきまして限度額を設定し、既に翌年度に明許繰越を行ったものでございます。各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が令和6年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○坂原正勝議長 財政改革課長の報告が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、日程第9、報告第4号、令和6年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

○坂原正勝議長 日程第10、報告第5号、令和6年度岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告を求めます。

都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 日程第10、報告第5号、令和6年度岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

裏面の令和6年度岬町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としまして、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名マンホールポンプ設備工事その15を予算計上額3,400万円、翌年度繰越額3,400万円、財源内訳としましては、国庫補助金1,445万円、企業債1,950万円、損益勘定留保資金5万円を翌年度に繰越したものです。

繰越しの説明としましては、マンホールポンプ設備工事その15を令和6年12月に一般競争入札を公告したところ、入札参加者なしのため、入札不調となり、令和7年2月に再入札を行い、落札しましたが、年度内の工事完了ができないため、予算を翌年度に繰越したものです。

以上で報告を終わります。

○坂原正勝議長 都市整備部長の報告が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、日程第10、報告第5号、令和5年の岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての件を終わります。

どうぞ、中原議員。

○中原 晶議員 すみません、もう終わろうとしているのに。

先ほど、西部長から、私の質問に対する答弁の追加があったと思いますが、恐らく議案第32号とおっしゃったかと思いますが、私がその質問をしていたのは議案第31号の折でありますので、その点のみ修正したいと思います。大したことではありません、もう別に立ってもらわなくても。

○坂原正勝議長 では、そのように訂正したいと思います。

○坂原正勝議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審査について、よろしくお願いします。

次の会議は6月27日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。お疲れさまでした。

(午後 5時24分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年6月5日

岬町議会

議 長 坂 原 正 勝

議 員 中 原 晶

議 員 竹 原 伸 晃